

## 令和7年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和7年6月18日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 選挙第 1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 6 報告第 1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 8 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 9 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
(御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 10 議案第 3号 御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	原 宏 君	副町長	田 邊 義 博 君
教 育 長	海老根 秀 昭 君	企画財政課長	金 井 亜紀子 君
産業観光課長	米 本 貴 志 君	税務住民課長	上 野 千 晶 君
建設環境課長	伊 藤 広 幸 君	保健福祉課長	吉 田 和 幸 君
教 育 課 長	市 東 秀 一 君	会 計 室 長	石 井 学 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	吉 野 信 次 君	主 事 長	谷 真 子 君
---------	-----------	-------	---------

---

### ◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和7年第2回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和7年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会においてもインターネットでの議会中継を放送いたします。インターネット中継に際して個人情報の取扱いにご配慮いただければと思います。

また、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部とも上着を脱いで結構です。

(午前 9時30分)

---

### ◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。8番、石井芳清君、9番、椎木藤弘君をお願いいたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、5名の一般質問を行い、選挙第1号を執行し、報告第1号から第2号の報告を行い、議案第1号から第3号を順次上程の上、質疑、採決を行い、散会します。

明日19日は、議案第4号から第10号並びに請願第3号から第4号を順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの2日間とすることに決定しました。

---

### ◎諸般の報告について

○議長(滝口一浩君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですのでご確認ください。

続きまして、原町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

原町長。

(町長 原 宏君 登壇)

○町長(原 宏君) 本日、ここに令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案します案件は、予算の繰越しに係る報告2件、専決処分の承認2件、提案締結1件、南房総広域水道企業団の解散に関する協議3件、規約協議1件、条例改正2件、補正予算案1件の計12件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてですが、令和6年度御宿町一般会計における繰越明許費について、別添、繰越明許費繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本議会に報告するものです。

報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてですが、令和6年度御宿町一般会計における事故繰越しについて、別添、事故繰越し繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により本会議に報告するものです。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について)ですが、地方税法等の一部を改正する法律及び関係法令が令和7年3月31日に

公布され、同年4月1日施行の改正が含まれることから、地方自治法第179条第1項の規定により、御宿町税条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものです。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）ですが、半島振興法の一部を改正する法律及び関係法令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定により、御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を令和7年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものです。

議案第3号 御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約の締結についてですが、御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第4号 南房総広域水道企業団の解散についてですが、令和8年3月31日をもって南房総広域水道企業団が解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第5号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてですが、南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第6号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてですが、南房総広域水道企業団の解散に必要な事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法について関係市町と協議するにあたり、南房総広域水道企業団規約第14条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第7号 御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてですが、市原市において令和14年度竣工予定で整備計画を進めている新焼却施設での御宿町の一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務を市原市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により市原市と協議するにあたり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、御宿町税条例の一部

を改正するものです。主な改正内容は、町民税における所得控除の見直し及び加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例等について条例の一部を改正するものです。

議案第9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地方税法施行令の一部改正に伴い御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。主な改正内容は、課税限度額の引上げと軽減措置の所得判定基準の引上げ等について所要の規定の整備を行うものです。

なお、本条例案につきましては、去る5月13日に国保運営協議会の審議を経ております。

議案第10号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてですが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに6,025万9,000円を追加し、補正後の予算総額を44億7,725万9,000円とするものです。

本補正予算の内容は、昨年度実施した定額減税に伴う調整給付に関わる不足額給付金事業や、新たな取組である地域経済循環創造事業交付金を計上したほか、緊急修繕、工事に関わる経費などの予算措置をお願いするものです。

ただいま申し上げた議案の詳細については担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞご審議をいただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続いて、諸般の報告ですが、私の公務の日程の報告については、配付させていただきましたお手元の資料のとおりです。

諸般の報告でございますが、3月から6月にて、各月とも町内外で行われました式典及び各種団体の定期総会等に出席いたしました。閉校となる布施小学校の関連として、3月1日閉校セレモニー、3月14日卒業式、3月22日閉校式に出席しました。布施小の子どもたちは4月から新しい環境で学ぶこととなりましたが、皆さん元気に登校しております。

5月8日には、町民の皆様と直接対話する場として、はら町長とハラを割って語る会を開催いたしました。12組の町民の方から様々な視点で町づくりについて熱い思いをお聞きいたしました。よりよい対話の場となるよう工夫を重ねて実施してまいります。次回は6月24日に開催を予定しております。

5月15日には、JR東日本千葉支社を訪問してまいりました。

今月の5日は、マロト上院第一副議長をはじめとするスペイン上院議員団代表団と、パラシオ駐日スペイン大使の御宿町訪問がございました。発端は、私が昨年12月、田邊副町長が本年4月に就任したことを伝えるため、滝口議長、米本産業観光課長の4名で、4月25日にスペイン、メキシコ両大使館を表敬訪問した際、大阪万博のスペインパビリオンで御宿沖でのサン・

フランシスコ号の海難救助の件が紹介されていることが話題となり、その後、同席されたゴメスペイン公使参事官のお取り計らいにより、この視察が実現したものでございます。国際交流の重要性を認識いたしました。

来月には、22日から24日の日程で、海と山の子交流事業を予定しております。冬に続き、夏の交流も記念すべき第50回目を迎えます。これも国内での交流事業として貴重なことと捉えています。

また、18日には海開き、プール開きも予定しており、ビーチバレー、ビーチサッカー、ライフセーバーの各大会も開催され、観光客の増加が見込まれます。御宿に訪れたお客様が安心して過ごせるよう努めてまいり所存でございます。

先の協議会で、故ヤマダエイコ氏の遺族の方から、生前の本人の遺言により町への寄附の申出があった旨の報告をさせていただきましたが、6月3日に遺族の方より寄附金の入金がありました。故人が生前愛したこの御宿町を次代に引き継げるよう、子どもの未来、観光振興、施設整備等へ有効利用させていただき、ご遺族へ報告し、感謝状を贈呈させていただきました。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により同一の質問において3回を超えることができないことになっておりますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

---

### ◇ 岩瀬環樹君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬環樹です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問の内容は、令和6年第2回定例会における私がした一般質問の中の、4つ質問させてい

いただいた中の3つの進捗についてお聞きいたします。

では、①からです。昨年6月の定例会で私が行った一般質問1、空き家の現状と課題及び検討の方向性については、空き家対策計画の策定、空き家対策協議会の設置、空き家有効活用条例の制定を提案させていただいたところ、前建設水道課長から、今後は町の空き家対策計画策定に向けて取り組んでいきたい、企画財政課長からは、検討していきたい、前町長からも、重要であると認識しておりますので、できるだけ早く対応していきたいとの答弁をいただいております。まず最初に、その進捗について各担当課にお聞きします。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 空き家対策の取組の進捗についてのご質問でございます。

令和6年度におきましては、空き家等対策計画の策定に向け、先進自治体の実施例を調査し、基礎資料とするための情報収集を行っております。また、空き家等対策計画の策定準備として、空き家等の実態調査を実施する必要があるため、地域住宅計画に空き家再生等推進事業を位置づけ、県と補助制度等の活用の調整を行ったところでございます。

庁内協議につきましては、税務住民課の固定資産税や総務課の防災について協議が済みしております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 企画財政課からは、昨年度のご質問の中で、空き家バンクの登録者に対する支援策について研究してまいりますというふうに答弁をさせていただいております。

空き家バンク制度は、御宿町に移住を希望する人たちに対して、町内に点在する空き家を活用していただき、移住定住の促進を図ることなどを目的に平成27年度からスタートした制度でございます。空き家バンク登録者に対する支援策の進捗ということですが、4月1日現在の登録件数はゼロ件で、今年度に入り登録に向けて準備している物件が1件という状況ですので、空き家の登録数を増やす取組が必要であると考えてございます。本町の制度は、移住希望者がすぐに生活をスタートすることができるよう、老朽化が著しい物件や大規模改修が必要な物件などは登録できないものとしてございますが、最近では中古物件を安く購入し、自分好みにリノベーションをして暮らしたいと考える人も増えてきており、古い物件であってもニーズがあると思われまますので、物件の登録数を増やし、移住希望者の選択肢を増やせるよう制度の拡充を検討しているところでございます。

先進自治体の制度等を参考に、物件提供者と利用希望者双方にとって利用しやすい仕組みづくりに向け、引き続き研究してまいりたいと思います。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） 分かりました。

特定空家の認定などについて管理、売却、賃貸、解体、相続など、空き家に関する問題点や予防に向けた対策の啓発を図る必要があると考えています。それから、今おっしゃったように、管理不全空家の解消だけではなく、移住定住促進による地域活性化にもつながることから、空き家バンク制度の詳細や利用方法の周知に努めていただきたいと思います。

また、それには、電話やオンラインなどで、空き家になる前から相続、売却、賃貸、解体、管理などに対応する相談窓口の設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 窓口の設置ということでございます。今の段階は、今、空き家になっているものを、企画財政課のほうで移住定住の面で支援しておりますので、窓口は移住定住で行っておりますけれども、この先につきましては検討して、必要な窓口を設置していきなり、対策を講じたいと思います。よろしく申し上げます。

○2番（岩瀬環樹君） 皆さんが、空き家が管理不全になる前に相談できる場所があるということをごひ伝えていただきたいと思います。

それでは、今後、町は空き家対策をどのように位置づけて、どのような取組を進めていくか伺います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 空き家対策をどのように位置づけ、どのように取組を進めていくのかとのご質問でございます。

空き家対策につきましては、第5次総合計画におきまして、町が取り組むべきことと位置づけております。空き家対策計画を策定し、空き家や空き地の有効活用を検討するとしており、空き家対策は重要な課題で、対策をしていく必要があると考えております。

また、どのように取組を進めていくのかにつきましては、まず空き家等の実態調査を行い、次のステップとして、空き家対策計画の策定を行い、そして条例等の制定、協議会の設置と進めていきます。実態調査開始から協議会の設置までは約3か年を見てございます。空き家対策計画につきましては、空き家の発生抑制や、空き家の利用活用についても盛り込んでいくこととなりますので、引き続き関係課と連携を図り進めていきます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。どんどん町内の空き家が増えていると思いますが、そうなる前の段階でどうにかしていくという方向で動いていただきたいと思います。

それから、民間のことではあるんですけども、町内では廃墟化したような状態の大型宿泊施設などが見受けられます。そういったところとの話合いなんかも、もし町のほうでできるのであれば進めていただきたいと思います。その先、恐らく集合住宅なども、なかなか管理費なんかが集まらないというところも聞いております。あと10年、20年たつと、そういったところも増えてくるのかなと思っておりますので、町のほうでできる範囲でそういったオーナーなんかと話を進めていっていただけたらと思います。

それでは、次の質問です。

そのときの一般質問の3で、子ども、若者の意見を町政に反映させる仕組みづくりについてを質問させていただきました。今後も活動される皆さんといろいろお話をしたいと前町長から答弁をいただきました。御宿町議会としては、「若モノ×議会」まちづくりワークショップと報告会を開催し、子ども、若者だけではなく、町民の意見を広く傾聴する機会をつくり、その声を議会活動に役立てています。原町長におかれましては、討論会を開催し、町民の皆様と議論を深め、幅広い見地を集約しますとしていて、早速4月に交流スペースかぐやでハラトーク！座談会、5月には、はら町長とハラを割って語る会を対話の窓口として、町民と行政の協働によるまちづくりを積極的に進めているかと思います。それらの会について、担当課から報告を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 5月8日に第1回目のはら町長とハラを割って語る会を開催しました。当日は1枠を25分に設定し、午前、午後合わせて13枠中1枠が欠席で、合計12組の方たちがお見えになりました。出席者は参加者のほか、町長、副町長、担当課長または担当職員が出席いたしました。内容につきましては、小学校、公民館の建て替え、布施小学校の有効活用といった公共施設に関するご提案や、森林環境譲与税の使い道、移住町民が話し合える場、若者を引きつける農業、漁業、観光業、eスポーツを活用した地域振興といった地域振興に関する提案、救急医療情報キットの家庭常備推進、未来についてなど、様々な分野にご意見やご提案をいただきました。次回は6月24日に開催を予定しております。

また、ハラトーク！座談会は、皆さんが気軽に参加いただくもので、特にテーマはなく、日頃町政について感じたことや、ちょっとしたアイデアなどをお話しいただいております。こち

らは不定期開催で、ご要望があれば町長がお話に伺います。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

ハラを割って語る会は12組と今お聞きしましたが、これは男女比とか、年齢構成なんかが分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 男性が8名、女性が4名で12名でございます。年齢については特にお聞きしておりませんので、データを持ち合わせておりません。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。この対話の窓口が、皆さんが参加しやすいようになっただけならいいなと思っております。

これはまだ1回ですが、その中で、こういった成果があったとか、こういった改善点が見えてきたとか、継続方法について何かありましたらお願いします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 先ほど申し上げましたとおり、直ちにできるようなものがあまりないので、今、内部で検討しているところでございます。また、いろいろ成果があったものについては広報等で公表してまいりたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） 承知しました。

それでは、町長にお聞きいたします。実施してみて、どのような感想を持たれたか伺います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 5月のおんじゅく広報にも町長からのメッセージとして掲載したんですけれども、就任以来初めての試みとして町民の皆様と直接対話する場を設け、皆様が思い描くあしたの御宿町について語り合いました。5月8日に役場4階会議室で12組の皆様におのおのの思いを資料にまとめて発表していただく中で、様々な視点から御宿町のことを真剣に考えてくださっていることが伝わりました。また、その関心の高さに驚くとともに、大変うれしく感じました。この会はまだ試行錯誤の段階ですが、よりよい対話の場となるよう工夫を重ねてまいります。参加者の方からは、なかなか町長とお会いすることがないのでよい機会をもらえたと、そういう声もいただきました。ぜひご参加をいただきたいと思います。みんなでよりよい御宿町をつくっていききたいというふうを考えております。

また、第1回定例会で北村議員からの質問にも答弁しておりますが、議員の方の参加も大歓迎でございますので、皆さん、よろしく願いいたします。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

私のこの質問は、前は子ども、若者の意見を町政にということだったんですが、この町長の会も、若者が入ってきやすいように、今のところ男女比はそんなに偏りがあり過ぎると思いませんので、女性も若者も入ってきやすいような会になっていったらと思っています。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問です。

雑紙の分別と再資源化についてで、全町公園課長から、広報紙やホームページ等を活用し、より分かりやすく住民の皆さんに限りある資源の再利用について周知してまいりたいと答弁いただきました。その進捗をお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） その後の進捗ということでご質問でございます。

令和6年度につきましては、広報係に協力を求め、広報紙にECO FRIENDLY ONJUKUというコーナーを設けさせていただきました。また、コーナーでは、御宿中学校の3年生が考えるエコな取組、アイデア、こちらを掲載するとともに、毎月のテーマに沿ったもっとエコなワンポイントを併せて掲載しております。この掲載によりまして環境意識の高揚を図ったところでございます。

また、広報7月号では、トップページに現在のごみ排出量の現状や、燃やせるごみを分別すると減らせるごみ、資源となること、また、作業する作業員が今困っている瓶や缶の指定袋への混入物について掲載し、ごみの減量や資源化への周知を図りました。

また、ホームページの活用につきましては、ごみの減量化講習として、令和6年11月24日に行ったりんご箱を活用したコンポストの作成講習会の内容を掲載しております。ごみの減量については単純推計でございますが、令和6年度は対前年度比較で約50トンの減量となっております。令和7年度は、ごみの種類ごとにスポットを当てる形で、広報紙やホームページに掲載をしております。古紙や雑紙については7月号に掲載するための準備を行っているところでございます。

ごみの減量、分別、また、資源化については引き続き取り組んでいく必要がありますので、近隣市町の取組なども参考に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

分別、それから分別することによっての再資源化、それから燃やすごみの減量化が進んでい

るというふうに理解しました。子どもたちがそれを発信していただくことによって、親の世代やおじいちゃん、おばあちゃんの世代なんかにもすごく届く、行政が言うよりも届きやすいと思いますので、子どもたちの環境教育にどんどん取り入れていただけたらと思います。

それで、減量化について、やはりコンポストの補助についてがすごくいい取組だと思っておりますが、これが恐らく周知が完全にはされていなくて、たしか補助金も全部使われていなかったように覚えていますので、ここら辺の周知、それから前におっしゃっていた廃油の回収なんかも取り組んで、廃油の回収についてはどんなふうに進んでいるかお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 廃油の回収につきましては、後ほど石井議員さんのほうの質問の中でもございますのでこちらで詳しくお答えさせていただきます。

令和6年度につきましては、まず廃油を回収して、それを、取引ルートをつくるための取引のルートの試行運用をさせていただいております。こちらにつきましては、住民の方から集めるというよりも、ルートを検証するというところで6年度は行っておりますので、一般事業者の方に協力を得まして、1回の排出量ですとか、そういうのを試行的にテストしたというようなところでございます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。町民の皆様にもいい報告ができてよかったです。

それでは、今進めている3R、リデュース、リユース、リサイクル、それに、さらにはリフューズ、リペア。リフューズ、断るといふこととか、リペアなので修理をして長く物を使っていくとかという、最近では5Rなんていうのも言われていますので、こういうふうに我々のほうが買物するときにそういった商品を選ぶ、過剰に包装されていないものとか、環境に配慮している企業のものとかというふうなところまで持っていけたらなと思っております。

それから、よく前に、なかなか地域で御宿のごみ量が千葉県が定めているより多くなってしまっているのは、地域的な特殊事情があるからだというふうにも伺っておりました。僕はそれを考えたときに、これは観光税がいいんじゃないかなと思っておりました。千葉県は宿泊税という形で2026年4月から導入する予定で、1人1泊当たり150円を一律で徴収する方針を示しています。その背景にあるのが、観光需要の高まりに伴う自治体のコストの増加であり、各市町村の判断で独自に上乗せを想定しているとのことでもあります。これに関しては、もう役場内ではお話はされているのかどうか伺いたいです。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） お答えします。

宿泊税につきましては、千葉県ですとか、一部の市町村で検討がされているということはお聞きしております。御宿町を含め、近隣では今のところまだ宿泊税の検討までは至っておりませんので、今後、周囲の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

廃園・廃校施設の有効活用に向けた現状と計画について。

人口減少、少子高齢化社会に直面した今日においては、行政が経営者の視点を持ち、地域が有する資源を活用して、持続可能な地域社会づくりが求められています。中でも、廃園・廃校施設は地域が持つ重要な資源であり、これを拠点として地方創生に生かしていくことが期待されているにもかかわらず、当町においては、旧御宿高校特別教室棟が通信高校に貸与されているのと、旧岩和田小学校体育館が公営有料運動施設として有効活用されているだけにとどまっています。町の公共施設等総合管理計画によりますと、旧御宿高校の建物については、現在特別教室棟を学校法人に貸与していますが、普通教室棟を含め施設全体の老朽化が進んでおり、大規模改修や更新など多額の費用が見込まれます。そのため、学校法人等への売却等も考慮しながら、教育文化を中心とした地域にとっての有益な活用について検討を進めます。

旧岩和田小学校体育館は必要な修繕を行いながら活用しますが、使用が困難となった場合は除去を検討します。同じく特別教室は、現在未使用の状態となっています。使用するためには合併処理浄化槽の設置や耐震化などが必要となっているため、町民ニーズ、使用目的、使用コスト等を勘案した中で、大規模改修は行わず除去する方向で検討します。旧御宿保育所は用途を廃止し、現在は使用していません。建物は建築後51年が経過し、建物全体の劣化が顕著となっており、また、自然災害リスクが高い津波浸水地域に立地しています。そのため、学校や隣接する道路など、本施設周辺一帯の将来的姿を踏まえた上で、除去を含め施設の在り方を検討しますとの記載があります。校舎の健全性調査が予定されている御宿小学校校舎を除くとしても、昭和45年度建築の旧御宿保育所、昭和47年度建築の旧岩和田小学校特別教室棟、昭和46年度建築の旧御宿高校普通教室棟、それに、今年度から旧布施小学校が未活用の廃校施設に加わりました。まずこれらの各施設の現状を伺います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） まず、旧御宿保育所の現状についてご説明します。

現在、敷地につきましては、放課後児童クラブ職員の駐車場に使用しております。また、建物につきましては倉庫として使用しています。そのことから、定期的に草刈りを実施するとともに、夏場につきましては草刈りと併せて建物の点検を実施しています。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、企画財政課が所管する旧岩和田小学校及び旧御宿高校の現状についてご説明いたします。

初めに、旧岩和田小学校の特別教室棟ですが、昭和50年に建築された建物で、平成19年3月に閉校して以来、具体的な活用には至っておりません。

また、旧御宿高校の普通教室棟につきましては昭和46年に建築された建物で、平成24年度に千葉県から購入し、現在は避難所として、また、防災備蓄保管場所として使用してございます。

いずれも古い施設でございますので、近隣住民や隣接施設の利用者等の安全面に配慮し、必要な修繕及び草刈り等を実施している状況です。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 旧布施小学校につきましては、令和7年3月に閉校し、校舎や体育館は施錠しており、機械警備を設置して侵入できないようにしております。また、運動場は開放しており、地域の方々が利用できるようにしております。

今後の活用を踏まえた方向性が定まるまでは、教育課で施設の維持管理に努めているところでございます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

現状がこれで理解できました。施設計画のほうを読みますと、旧岩和田小学校の校舎のほうは除去する方向でというのも協議会のほうで聞いた覚えがありまして、それから、御宿保育所は、この文面でいきますと、御宿小学校がどうなるか、それから公民館がどういうふうになっていくかということが分からないと、今の状況で続けて使っていくということだと理解しています。

それでは、今まで各施設の活用について、どのような検討をしてきたかお聞きしたいと思うんですが、学校は地域コミュニティの中心であり、廃園・廃校によって地域社会の衰退を加速させる可能性があるため、廃園・廃校を決める際には、行政と住民との協議を充分に行い、廃園・廃校後の施設活用を通じた町づくりのビジョンを醸成する必要があると思いますが、今ま

で各施設の活用についてどのような検討をしてきたかお伺いたします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、廃校施設等の有効活用についてどのような検討を今までされてきましたかというご質問でございますが、平成24年度に設置されました御宿町普通町有財産活用検討委員会におきまして、旧岩和田小学校、旧御宿高校の活用方法について検討してまいりました。旧御宿保育所につきましては、ただいま議員からご説明がありましたとおり、閉所後の活用につきましては、御宿小学校の更新等と併せて検討する方針としたことから、町有財産活用検討委員会の中では協議はされてございません。

検討委員会の会議につきましては、平成24年度、25年度に計12回の会議を開催してございます。旧岩和田小学校につきましては3回、旧御宿高校につきましては8回の協議を行っております。施設の現地調査を実施し、施設の現状や行政区の要望等を踏まえ、町民の交流施設とするのか、民間への売却や貸与とするのか、既存施設を利活用するのか、解体するのか、その場合の改修費用や解体費用はどの程度なのかなど、様々な視点でご検討をいただき、町長に対して活用に関する提言をいただきました。

その後、旧岩和田小学校特別教室棟の活用につきましては、地元行政区からの要望や検討委員会の提言を踏まえ、社会教育や地域の交流施設としての活用案を作成いたしました。企業誘致や企業等への貸付けなどの検討も必要ではないかという議会のご意見もあり、再度検討を重ねてきました。この施設の利活用にあたっては、耐震改修や雨漏り改修などに加え、先ほど議員からもご説明がありましたとおり、トイレや浄化槽の設置など大規模改修が必須となること、また、民間活用にあたっては、近隣行政区との調整が必要になるなど様々な整理が必要なことから、新たな活用案の作成には至らず、平成28年度に策定予定の公共施設等管理計画の中で、他の施設との総合的な管理等を協議検討することといたしました。最新の公共施設等管理計画における方針は、先ほど議員ご説明のとおりでございますので、現状としてはこの公共施設等管理計画に記載された基本方針であるということでございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

それでは、活用例の紹介になるんですが、つけさせていただいた資料の3枚目になります。千葉県香取郡多古町では、若い世代や子育て世代の移住定住を図るため、子育てに優しい間取りと安心の設備でサポートする子育て支援住宅を官民連携で整備し、令和6年7月より入居の開始をしたところ、全16戸がすぐに満室となりました。企画財政課の担当者は、子育て住宅の整備を呼び水に、民間でも同様の住宅が増えることを期待するとしています。また、町もさら

に子育て支援策を進め、定住の増加につなげたいと語っています。

また、同町は、住みたい田舎ランキングの子育て世代が住みたい町部門で首都圏エリア第3位を獲得するほど子育て支援が充実した町です。子育て住宅というのがこの画像になっています。これはハウスメーカーが建ててくれるということで、町の負担がすごく少なくできるということで話題になっております。

それから、その下なんですけど、これは同じ多古町の旧常盤小学校の校舎は管理棟になり、校庭はグランピングエリア、野球場はオートサイト、体育館やプールはそのまま活用していて、施設全体がカラフルなメキシコ風で統一された、ペットも泊まれるグランピングリゾートとしております。こういうふうに官民連携による住宅整備事業、それから民間業者による廃校活用事業などがあり、御宿町ではなじむものかどうかは分かりませんが、こんなのもやっているところがあるということでもあります。

それで、この有効活用に向けて、地方公共団体の希望に基づき各地方公共団体において活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報を集約し、文部科学省が事業者に向け一覧にして公表しているみんなの廃校プロジェクトの、現在、活用用途を募集している廃校施設の一覧に御宿町が載っていなかったんですが、この理由をお聞きしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） みんなの廃校プロジェクトは、自治体と廃校施設を活用したい企業とをマッチングすることで、廃校施設の活用を促進することを目的とした文部科学省の事業でございます。廃校施設等の掲載にあたっては、施設の概要だけでなく、その施設を売却するのか、貸与するのか、活用用途は何かなどの募集にあたっての条件等を示さなければならないとされており、現時点で廃校施設の活用について町の方針が決定していないことから、掲載をしてございません。

今後は、令和4年度に改訂された公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、布施小学校を含めた廃校施設の活用方法を検討し、必要に応じて掲載していきたいと考えております。

○2番（岩瀬環樹君） 理解しました。ありがとうございます。

僕が思ったのは、この岩和田小の校舎跡地に、子育て支援住宅か、または町営住宅、御宿町では矢田団地が昭和52年度建築になっておりまして、その更新地にならないものかなともちょっと考えてみた次第です。またそれは別の機会に触れさせていただきたいと思っております。

それで、現在、岩和田小学校の校庭のほうがあまり利用されていないように感じておりまして、その提案をしたいと思っております。

経済産業省の調べによると、ペット産業は感染症対策下でも販売額が増えた数少ない業種の一つであります。中でも飼い犬と飼い主が開放感ある空間で思い切り遊べる場所であるドッグランの需要が高まりました。人と犬が互いに気持ちよく利用できるレクリエーション空間をつくることにより、現代社会においては希薄になりがちな住民間のコミュニティが犬を通じて形成されることが期待されます。また、旅行など、同伴する犬のために高速道路のサービスエリア、パーキングエリアにも無料のドッグランが整備され、旅先の宿泊施設でもペット同伴可能な部屋の稼働率は通常の部屋よりも高く、施設内にドッグランを併設する宿も珍しくありません。

ドッグランは単に愛犬家が自分のペットを放し飼いにするだけの場ではなく、公共空間として互いにマナーを守ることにより安心して過ごせる空間となります。ドッグラン設置と併せて、飼い主のマナー教室や犬のしつけ教室などを開催することにより、飼い主のマナーがさらに向上するでしょう。そのことにより、犬のふんの放置がなくなるなど、道路等においても清潔な環境が維持されます。この付けさせていただいた資料の1枚目と2枚目が、一番最初が木更津市立旧富岡小学校をリノベーションした犬と泊まれるグランピング施設の見取図です。その下は、富津市立旧環南小学校が、災害時には地域の避難所となるドッグパーク&カフェになります。それから、南房総市でも小学校跡地に公園を造っておりまして、2つ造った公園、両方も跡地なんですけれども、それにもドッグランが設置されています。ちょっと見づらいんですけども、この上の図のサークルになっているところの右上がドッグランであります。下のくじらパークというところには小さめなドッグランが設置されています。これも全て住民の要望によるものだと聞いております。

そこで、町のモデル事業として旧岩和田小学校校庭にドッグランを設置し、試行期間を設け、検証、検討しながら進める提案はいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 旧岩和田小学校の有効活用の一案としてドッグラン設置のご提案をいただきましたが、旧岩和田小学校のグラウンドは、地域の人々や子どもたちの遊び場、憩いの場としていつでも自由に多目的に利用できる公共用財産に位置づけられております。私も愛犬家の一人ですので、ペットは飼い主の心を癒やしてくれるかわいらしい存在であると感じておりますが、中には犬が苦手な方や、犬アレルギーで体質的に受け入れられない方もおりますので、グラウンド内に設置する場合、一般利用者とのすみ分けを行い、両者が安全で快適に利用できるようにしなければならないと考えます。

また、ドッグランの設置にあたっては、トイレや簡易休憩所など必要な施設整備に加え、犬の鳴き声やふんの臭いなどが心配されるため、周辺環境の影響にも配慮する必要があり、公設、私設にかかわらず周辺住民の理解が得られる場所を設定することが非常に重要で、大きな公園など広い敷地の中や近隣に住宅が少ない場所に設置されているのがほとんどです。

そうしたことを踏まえますと、旧岩和田小学校は周辺に住宅が多く、住民の生活圏内であることから、ご提案いただきましたドッグランの設置は難しいと考えております。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

この質問はドッグランの設置の質問というわけではないので、また改めて、意図としてはあまり使っていないように見えるところなので、そういうふうな使い方ができないかというお話でありまして、理想を言えば御宿台公園とか、多目的広場の一番隅のところとか、トイレや駐車場がありますので、それから受付や料金の支払いなんかもスムーズにできると思いますので、また改めてそれについては質問させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問となります。

御宿町公式ホームページの現状と課題改善について。

実は、地方自治体公式ホームページはかなり頻繁に見られています。デジタルマーケティング会社の調べによると、地域差はあるものの、おおよそ住民の3分の1程度が毎月閲覧しているそうです。デジタル化の進展に伴い、住民の方々が何かしら行政サービスを利用するときにまず初めに見るのが町ホームページになっています。検索から来訪してくる総数がほとんどですが、広報紙のQRコードからの来訪も無視ができないレベルで存在しています。

ホームページで最も問題なのが、ページをつくる職員一人一人の能力や意識の違いで、見つけやすいページと見つけにくいページが混在しているということです。これは、ページをつくるスキルにとどまらず、何をどこにアップするかや、いつまでにアーカイブに移動するかが職員ごとに大きく異なり、ユーザーに対して適切に情報を発信できる課とそうでない課が存在していることとなっています。そうしたノウハウを学ぶ職員研修が重要だと考えますが、庁舎内での共通ルールは存在しているのでしょうか。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 町の公式ホームページにつきましては、全体の統括及び運営管理を企画財政課が行い、個々のコンテンツの作成管理は各課で行ってございます。共通ルールにつきましては、基本方針、運営ガイドライン、作成基準、編集マニュアルを作成してお

りますので、それらに基づき各課において掲載、更新を行ってございます。

議員からお話がありましたとおり、それぞれのページにおいて大きく差があるのは認識してございます。研修会につきましては、ホームページのリニューアルのときに一度やった以降、実際にその後は開催してございませんので、職員の入れ替わり等もございますので、こうしたマニュアルを基に再度庁内研修のほうは実施していきたいというふうに考えてございます。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

更新を一括管理でなく各課ごとに行っていると伺っておりますが、閲覧したときに統一感がないホームページに見えてしまうのは、各課ごとの掲載ルールやフォーマットがあるためではないかと思われまます。

期間が経過し、情報が古くなったものが長期間掲載され続けていることがよく見られます。事例を挙げると、例えば令和4年3月17日の本会議において、ロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻に対する決議が議員発議され、質疑なし、討論なし、全会一致で可決されています。数多くある決議の中で、これだけが町のホームページの議会情報のトップページに長らく存在し続ける理由が分かりませんでした。これは指摘して、現在はアーカイブとなりましたが、この決議を町のホームページで目にするにつけ、多くの疑問が僕の頭に浮かびます。

最初に、カラー革命とは、2000年頃から中央、それから東方、中央アジアの旧共産圏諸国において民主化を掲げて起こった一連の政権交代を示します。それらの運動の背後では、ジョージ・ソロス氏の主宰するソロス財団、国際ルネサンス財団が積極的に関与するなど、独裁圧政的な政権や、資源利権や外国資本へ売り渡さない民族主義的な政権に対する民主化ドミノを起こさせたいアメリカ合衆国国務省や、諜報機関の存在が繰り返し指摘されています。元NHK記者の池上彰氏は、日経ビジネスのインタビュー記事の中で、日本がウクライナ公営放送へ支援を2017年から5年間にわたりNHKの協力で行ってきたと証言し、それをロシアの国営メディアRTが引用したことがあります。累積事業費は恐らく14億円から20億円と考えられ、NHKによるこの支援事業こそが現在進行中の深刻なプロパガンダではないでしょうか。

ウクライナは2010年に中立的なヤヌコーヴィチ氏が大統領になり、ロシアにはみじんも領土についての野心はなく、黒海に面した軍事基地の件を除けば、クリミアやドンバスなどにも関心がなかったが、2014年に政権を打倒すべく、米英両国の諜報部主導でヤヌコーヴィチ大統領を引き落とすためにテロ活動あり、ウクライナを米英かいらいでロシア敵視に転換するマイダン革命を起こしました。この活動をアメリカ民主党オバマ政権が先導していたことは幾つもの証拠があります。

そして、クーデター成功後に親米英側のポロシェンコ政権は、国内にNATOの軍事施設を築造させています。その頃からアゾフ大隊を含むウクライナ政府による東部ウクライナ人に対する弾圧、虐殺が始まりました。これは完全にミンスク合意に違反しています。そして、ゼレンスキー氏は大統領時代の2011年に政権と政策に反対する意見を表明した国内のテレビ局とメディアを全て閉鎖し、左翼政党と社会運動も禁止しました。いずれも超法規的な措置であります。その一方で、西側の政府から資金提供を受けているメディアや政党は禁止の対象になりませんでした。その上で、米英諜報部がロシアをさらに挑発してウクライナ紛争を引き起こしました。それを受けて、欧州や日本のような米英諸国側はロシアに経済制裁を科し、エネルギー価格高騰をつくり出し、意図的に国力を低下させ続けています。

さらに、ゼレンスキー氏が欧州やサウジアラビア、広島など世界を回り、米英側諸国はウクライナ支援継続を宣言させられ、日本は合計で約2兆円の経済支援をしています。このことから、日本は、米英と合わせてウクライナ側として事実上の参戦となりました。参戦国国民は全て被害者であります。日本の中央政府は中立国として和平交渉に徹するべきでしたが、立場上それはかないませんでした。せめて圧力を受けていない地方自治体には、自国民を守る冷静な対応をしていただきたかったと思います。すみません、ちょっと時間がなくなってきました。

そういったこともありまして、町のホームページ全体の管理を行っていくことを提案したいと思いますが、町ホームページユーザーの活動等を数値でモニタリングして改善に役立っていますか。お伺いします。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議員ご発言のとおり、今や情報の収集にはインターネットが欠かせない時代となっております。スマートフォンやタブレットの普及により、いつでもどこでもインターネットへのアクセスが可能となったことから、町民はもちろんのこと、町外の方々への情報提供ツールとして公式ホームページが大きな役割を担っているものと認識しております。

現在のホームページにつきましては、シンプルで見やすく情報が探しやすいホームページを目指して令和3年度にリニューアルをしたところですが、議員ご指摘のとおり、見つけやすいページと見つけにくいページが混在していたり、適切に情報更新ができていないケースもあるなど、まだまだ課題が多いと感じているところでございます。

ホームページの一括管理のご提案でございますが、以前は企画財政課で一括管理をしておりましたが、職員1名が兼務で作業を行っており、かえって情報更新に時間を要してしまい、現

在の各課管理に変更した経緯がございます。

今後は全ての職員が共通ルールの下、適切にホームページの運用ができるよう、基本方針等を更新するとともに、利用者に配慮した分かりやすいホームページとなるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

広告やデザインに多額の投資をする仕事は東京に集中していて、そのためクリエイティブな人材も東京に偏っています。しかし、当町や周辺にも地域の多種多様な魅力を伝えるスキルを身につけたクリエイターが存在していると思います。まだまだ行政、地域企業、生産団体などがプロの力を借りて個性や思いを上手に伝えられれば、地域がどんどん活性化していくことと思います。例に挙げれば、コピーライター、アートディレクター、デザイナー、カメラマン、スタイリスト、ヘアメイク、俳優、アーティスト、それらをまとめるクリエイティブディレクターの存在が不可欠だと思います。少しずつそういった人たちを探して、ホームページだけに限らず、町が広報するようなことにそういう人たちに携わってもらえることができたらと思っています。地域おこし協力隊なんかがその役目を担っていただけたら、さらに新しいプロの意見を取り入れながらやって、上手に御宿町を広報していけるのではないかと考えております。

以上をもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

(午前10時47分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

---

◇ 塩 入 健 次 君

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願います。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問のほうをさせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、民生委員・児童委員の委嘱についてということでお伺いいた

します。

民生委員制度そのものは、1917年の大正6年に岡山県で始まった濟世顧問制度というふうに言われており、以来、100年以上にわたって続くボランティアの制度でございます。これが本年11月に民生委員・児童委員の改選が行われるということなのですが、民生委員・児童委員の定数というものは各区に割り当てられておりまして、任期満了に伴う後任の人選というのも各区の区長さんの推薦ということで任されておられるようです。

高齢化が進むこの町においては、特に民生委員の活動というのは重要ではないかと認識しておるのですが、なかなか引き受け手がないということも課題となっており、区によっては後任の人選が難航しているという話も伺っております。その原因は、時代の移り変わりとともに、人々の意識の変化であったり、人口減少並びに極端な高齢化の進む御宿町においては適任者の不足など、様々な要因があると思いますが、町として民生委員活動の広報、周知というものの不足が一つの要因ではないかというふうに考えております。

一例を挙げますと、町のホームページで民生委員という単語を検索しても、民生委員に関する活動に関する情報というのは一切出てこない。何が出てくるかという、我々議会の総務教育民生委員会の記事、民生委員という単語が含まれているためなんですけれども、それが出てくるだけという状況になっています。また、おんじゅく広報などでも、民生委員の改選のときに、新しい民生委員ですという紹介の記事はあつたりしますけれども、実際の活動内容に対する記事というものは掲載されることがほとんどないというふうに思います。これらを踏まえて、以下について質問させていただきます。

1つ目として、町として民生委員・児童委員の役割、重要性、これをどのように認識されているかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 民生委員・児童委員は民生委員法と児童委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され無償で活動する非常勤の公務員です。また、担当地区に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配事や困り事の相談に応じるとともに、その課題が解決できるよう必要な支援へのつなぎ役となっています。また、地域の見守り役として定期的な訪問などを通じて、高齢者や障害者世帯、子どもたちの見守りを行っていただいております。

現在、町では県が定める基準により10地区に合計24名の委員さんがおられ、町にとっては各地区を支える重要な役割であると認識しております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

この役割に関してなんですけれども、今、課長のほうから説明がありましたとおり、大ざっぱというか、大枠でいうと、そのようなことになると思うんですけれども、じゃ、具体的にどういうことを、ここまでは民生委員さんの仕事です、これはちょっと民生委員さんの本来の仕事ではありませんねというような具体的な役割とか作業内容、こういうことについて、まず委嘱前の段階で説明して納得していただいてから委嘱するというような機会というのは、町としては設けられているのかをお願いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 民生委員の委嘱に関しましては、先ほど議員さんがおっしゃるとおり、4月の区長会で区長さんに区のほうから、推薦してもらおうようにお願いしております。また、その際には民生委員の活動というのは、年間を通じてこういうものがありますということでご説明しております。それに基づきまして、それで可能であればということで推薦してもらっているところです。

以上です。

○3番（塩入健次君） なかなか、人づてに頼まれるという状況になると、やはり頼む側もできるだけ引き受けてもらいたいということで、実際にいろいろ苦労があったとしても、なかなかそういうことを言わないでとか、いいことだけを言われて引き受けたはいいけれども、蓋を開けたら、ちょっと思っていたのと違うというようなことも発生することもあるんじゃないかなというふうに思うんです。

また、いろんな、民生委員に限ってはそういうことはないと思うんですけれども、それ以外の役職に関しては、ちょっと名前だけ貸してくださいよみたいな頼み方もないことはないというふうに思いますので、ある程度具体的な現実的な作業内容というものを理解してもらって、そこで本人の意思でしっかりと委嘱を受けてもらうというようなシステムが必要なんじゃないかなというふうに思います。

確かに民生委員の制度自体が、なかなかもう現在の状況にマッチしていなくて、引き受け手がいないというのは御宿町に限った話ではございませんので、その制度そのものについての問題点については言及しませんが、御宿町としてできることはそれなりの対応を今後お願いしたいなというふうに思っております。

また、先ほどの説明の中に役割がパイプ役というか、橋渡し役というような話がありまして、各自治体のホームページなどでもやはりそういう困っている利用者と行政や支援の機関をつな

ぐ橋渡し役です、パイプ役ですというような説明が多く掲載されております。そういうことになると民生委員本人がいろんな問題、課題を抱え込むのではなくて、実際に対応していただくのは行政だと。その橋渡し役ですよということになるんですけれども、その対応、最終的な対応というものが行政としてきちんとできているのか。対応が足りない部分があって民生委員さん本人にそのしわ寄せが行くようなことがないのか、そういうことについて伺います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 議員おっしゃるとおり、民生委員さん、先ほどもお話ししたんですが、地域の相談役、また行政とのつなぎ役となっています。そういった中で、民生委員さんもうろいとストレスや何かを感じる面もございまして、その際には町のほうに相談していただきまして、町のほうにつきましても、そういうことがないようにいろいろと改善していければと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） よろしく願いいたします。

続きまして、2番目といたしまして、後任が万が一見つからなくて民生委員・児童委員の定数が不足する事態が発生した場合には、町としてはどのような対応をされるお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 先ほどの塩入議員のお話のとおり、任期満了に伴う後任の人選は各区にお願いしています。また、区によっては後任の人選が難航しているとお話を伺っています。

民生委員・児童委員の推薦につきましては、一旦今月の16日を期限として区長さんに依頼しましたが、幾つかの区では定数の候補者が見つからない状況にあります。引き続き町としましても、区と協力をいたしまして人選を行うとともに、公募という方法も実施したいと思います。

しかしながら、候補者が見つからなかった場合には、どうしても欠員となってしまう場合がございます。その際には、近隣の民生委員・児童委員さんに相談した上でご協力をいただくとともに、町のほうに直接相談していただく方法も検討し、周知を図っていきたいと思います。

○3番（塩入健次君） 例えば御宿台区は現状3名の民生委員さんが活動されておまして、もしこれが2人ないしは1人とか、そういう事態になると、当然1人当たりの作業量というか、負担が増える。町全体で考えても、現状24名の委員さんが、例えば20名とか18名とかに減ると、当然1人当たりの担当範囲が増えるということで、さらにちょっと民生委員さんにしわ寄せが

行くような状況になると思うのですが、それを町が直接窓口となるということでカバーいたしますと、そういうことでよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 先ほどもお話ししたんですが、引き続き各区の皆さんと協力して人選を行っていきたいと思うのが一番なんですが、どうしても人選が見つからなかった場合には、町のほうに直接相談していただくことも検討するとともに、先ほども話したんですが、ちょっと活動内容とかも見直すとか、いろいろ方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○3番（塩入健次君） 例えば、現状、男性の利用者さんのところには男性の民生委員さんがつくとか、そういう性別によっての配慮などもされているみたいなんですけれども、これが例えば性別のバランスが崩れて、女性の民生委員さんしかいなくなりましたとか、逆に男性の方しかいないとか、そういうことになったときには、なかなかこういう対応というのができなくなる。当然そういうサービスとしての質の低下というものが懸念されるわけで、やはりある程度そういった面も含めたバランスなども考慮した上での人選が必要になると思っておりますので、ぜひご協力いただけるように、町民の皆さんに周知をお願いしたいと思っております。

あと、すみません、今やられている民生委員さんが例えば何期やられている方が何名ぐらいいるとか、新任、その継続率というか、定着率というか、そういうデータがお持ちであればちょっと、簡単で構わないのですが、教えていただきたいのですが。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 現在24名の委員さんがいるんですが、一番長い方で20年活動しています。ほとんどの方が初めて、1期目の方が多い状況となっております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

なかなか、やられる方も定年退職などして仕事がなくなった方というか、現役ではない方がやられることが多いと思っておりますので、そうすると当然民生委員さん自体も、ある程度高齢の方がやられて、定年、一応75歳ということにはなっておりますけれども、60歳過ぎから就いたとしても、頑張っても3期ぐらいという状況に今なると思うんですね。昔でいえば、例えば専業主婦の方みたいな方が、もうちょっと若いときからやられるとか、そういうことがあったかもしれないですけども、今、当町の状況で専業主婦みたいな方はなかなかおられないと思いますし、共働きの世帯が多いかなというふうに思いますので、やはり住民の世帯の状況でなか

なか成り手がない、難しいということの結論になってしまうということでございます。

それでは、3番目として、民生委員・児童委員の活動の広報、周知についてどう考えるか、今後どうしていくのかということでお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 担い手不足の要因といたしましては、民生委員・児童委員を選出する場合、原則75歳未満の選出とのこととなっております。健康寿命の延伸や社会の情勢から70歳現役社会とも言われる現在において、候補者の多くが現役で仕事をしている状況にあると思われまます。委員の活動と仕事の両立が難しいことがあるとともに、活動内容があまり周知されていないことも一つの要因かと思われまます。

そのことから、議員おっしゃられるとおり、今後広報や町ホームページを通じて、民生委員・児童委員について理解を深めていただけるように周知啓発も行いたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 冒頭にも申し上げましたとおり、町のホームページに一切民生委員に関する情報がないということなんですけれども、例えば市原市のホームページなんかを見ますと、ある程度、仕事内容、任期、しかも報酬といったところまで示されております。この報酬というのが、原則無報酬ということにはなっているんですけれども、ちょっとブラックボックス的な感じになっていて、実は活動費という名目で、本当に少ない金額ですけれどもお金が支払われるということで、例えば市原市の場合ですと、報酬というところで、無報酬ですと。ただし、活動に必要な活動費を定額で支給しています。市から月額4,200円、県から年額6万200円ですというふうに、きちんとこういうところまで明記されているということなんです。この活動費の額というのは自治体ごとに異なっているみたいなんですけれども、御宿町については、この活動費というのは現状幾らぐらいになっているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 御宿町につきましては、議員のおっしゃるとおり、民生委員につきましては原則無報酬、非常勤の公務員となっております。ただし、町のほうからお礼、交通費ということで、年間8万4,000円、また県の活動費として年間6万200円支給されています。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。そういうことも含めてきちんと情報を開示して、民生委員やってみようかなという人が、一応はこれぐらいはもらえるんだよねみたいな、

とにかく今情報が一切ありませんので、具体的な、この市原市の場合ですと、仕事内容も地域と各種機関との橋渡し役であり、皆様からの相談内容に応じたサービスについての情報提供や問題の解決に当たる適切な機関を紹介します。高齢者宅への訪問、見守りなどを行っています。児童の登下校時の安全確保、見守り活動を行っていますというふうに、きちんと、その仕事内容も明示されているということなので、こういうほかの自治体のものも参考にして、きちんと情報の提供というか、そういうことを今後お願いしたいと思います。

民生委員については、以上でございます。

続きまして、2番目、パークゴルフ場と御宿台テニスコートの活用についてということでお伺いいたします。

昨年4月より、パークゴルフ場と御宿台テニスコートの両施設が指定管理から町の直営になりました。私は昨年3月の定例会において、このことをきっかけにイベントの企画や大会誘致など、新たな利用者を増やす方法を検討してはいかがでしょうかというような要望をさせていただきました。当時の担当課長の答弁においては、まずは直営になったということで、そこを軌道に乗せることがまず必要なので、新たな取組はなかなか今すぐにはできませんというような内容の答弁をいただいているんですが、町の直営となってから1年が経過しましたので、その運営の実績と今後の活用についてお伺いしたいと思います。

1つ目、直営前後の利用実績の変化について報告をお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 直営前後の利用実績の変化についてということで、ご報告させていただきます。

まず、指定管理を行っておりました令和5年度の利用者数ですが、パークゴルフ場が7,724人、テニスコートの利用者数は8,249人でした。指定管理が終了し直営となりました令和6年度の利用者数ですが、パークゴルフ場が6,283人、テニスコートは8,304人となり、パークゴルフ場が1,441人の減少となりましたが、テニスコートにつきましては55人の増加という状況でございました。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

それでは、2番目としてですけれども、直営前と比較して運営面の変更点や新たな取組があるのか、今の報告にありましたけれども、パークゴルフ場に関しては大分前年度からの利用者数が減っていますけれども、その要因みたいなものがそういった運営面においてあるのかどう

か、それについてお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 直営前と比較して、運営面の変更点や新たな取組はあるのかというご質問ですが、指定管理を行っていた際は同社がゴルフ場を管理するプロであったため、定期的なコース管理が行われておりましたが、直営となりコース管理については、なかなか行き届かない面もございました。今年度につきましては、常用の草刈り機を購入しましたので、計画的なコース管理に努めたいと考えております。なお、職員の配置2名については変更はございません。

また、新たな取組というご質問ですが、テニス場、パークゴルフ場、それぞれ定期的に利用している団体、クラブ等が企画して行われる大会が年数回開催されておりますが、今後につきましては、町スポーツ協会や各種団体などへの働きかけを行い、コロナ以前のような大会等の開催ができるよう、活用の促進に向けての取組など検討したいと思っております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 今、お話にありましたけれども、コース管理が行き届いていなかったということが、このゴルフ場の利用の低下を招いているということの解釈でよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） コース管理につきましては、やはり行き届かなかった面というのが多々ありまして、低下を招いておりましたが、町のスポーツ協会で行っていたスポーツ祭りですとか、そういったものもコロナ前はやっていました。そういった企画というものを今やっていなかったというところが、減少になったのかなと思っております。

以上です。

○3番（塩入健次君） それで、直営となって1年たったんですけれども、結局直営の運営については軌道に乗っているということでもよろしいですか。まだ軌道に乗っていないという状況なのか、それをお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） ただいまのご質問ですが、昨年やった中でいろいろな問題点というものが見えてきました。今年度につきましては、そういったことを解決しながらということですので、軌道に乗っているかということに関しましては、今後乗せていきたいと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 通常運営が軌道に乗っていない状況ですと、なかなか新しい取組というところにまで行き着かないような気がするのですけれども、軌道に乗るためには、あとどれぐらいの期間が必要と思われませんか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 今年度乗せたいと思っておりますので、それからと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ぜひよろしく願いいたします。

3番目です。今後の両施設の運営について短期的及び中長期的、それぞれについて今後の計画、展望についてどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 今後の両施設の運営について、短期的及び中長期的それぞれの計画展望をどのように考えているかというご質問ですが、昨年度につきましては、指定管理から直営になった初年度ということもありまして、両施設ともに定期的な管理などが必要であるため厳しい面もありましたが、2年目となり改善すべき点も見つかりましたので、今後、計画的な管理を行いまして、利用者数を増加させる新たな取組の検討を行いたいと考えております。

長期的な展望といたしましては、両施設ともに地域住民の健康増進、体力向上、地域コミュニティの活性化などを目的とした施設でございますので、新たな取組の検討や継続的な事業の実施から利用者数の増加を図りたいと考えておりますが、以前のような指定管理者の指定についても引き続き検討したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○3番（塩入健次君） 今の答弁にありましたけれども、町民の健康増進であるとか、そういった面のために存続というか、存在しているということですが、確かにこの両施設がそもそも施設単体で利益を上げるというような性質のものではないというふうには理解しております。ただ、やっぱり管理運営の面について、例えばウォーターパークのスライダーにしても、今回大規模改修で多額の予算をつぎ込んでおりますけれども、やはりそういうことに関しても賛否が当然出てくるということなので、今後これから特にパークゴルフ場の管理、先ほどからありますけれども、なかなか難しい。人手もかかるし、またそれなりのノウハウも必要な管理がということになると、当然そこにお金もかかってくるということで、そこに町民の理解が得られるかというか、今後の存続については、ちょっとクエスチョンマークがつくんじゃないかなと

いうふうに個人的な思いがあります。

例えば何らかの補助金のようなものを活用して新しい事業展開をするとか、そういったものについての検討というのは、今のところはなされていないのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 今のところでございますが、そういった活用の検討はしておりません。今後につきましては、そういったものも探して検討はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

すみません、最後、町長にお伺いしたいんですけども、就任から町長、半年たちました。現状の御宿町役場の状況として、職員が日々の定常業務に忙殺されていて、新しい取組まで行うことを検討する余力というか、体制ができていないのではないかというふうに私なりには思うのです。そういうこともあってパークゴルフ場、テニスの新しい取組なんかも置き去りになっているというか、そういうような気がするんですけども、町長自身としては現状の町役場の体制、新しい取組に対する姿勢、そういうものについてどのようにお考えかお伺いたします。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今おっしゃられたように、私に替わって、今いろいろなことを取組を始めております。その中で、今までこれぐらいやろうとしていたんですけども、これぐらいしかできなかった。それをやはり私はもう広げてこうやろうとしているんですけども、まだそこまで体制が整っていないというのが、ちょっと実情です。職員の数も若干不足気味というのがありますし、いきなり間口を広げても、なかなか難しい。ちょっとやっぱりマンパワーが足りないというのは感じています。ですから、皆さんでどうやるか、均等にみんなで手分けしてどうやろうかというのを今考えているところでございます。

以上です。

ごめんなさい、もう一つ、パークゴルフ並びにテニス場については、なかなかいいものだというのは理解しております。ただ、それどうやって運営するか、町営施設だから健康のためだから赤字でもいいんだよというのは、今、考え直そうと思っております。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。確かに私、いろいろと野球場とかにも関わっていますけれども、多少なりとも利用料金の値上げだったり、そういうことは、ウォーターパ

一クにしても、このご時世としては、ある程度利用料金の値上げというものは必要な措置ではないかなというふうに私自身も思いますので、ある程度適正な価格、何日か前にもちょっとふらっと知り合った方から、あのテニスコートはすごくよくて、あんなコートが町民が1時間何百円で借りられるというのはすごいことだというようなお話をされておりました。とてもそんな何百円とかというレベルのコートではないよと。だからそういう面も含めて、ある程度適正な価格の設定で町民や利用者の負担をお願いするということは、当然今後あってしかるべきじゃないかというふうに私も思いますので、そういうことも含めて町有施設の管理運営について、新たな展開をして考えていただければというふうに思います。

私のほうの質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

---

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 田中とよ子君 登壇）

○10番（田中とよ子君） 10番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

原町長におかれましては、就任から半年余りが過ぎ、日々精力的にご活躍されておりますこと、そして慣れない行政職については、さぞかしご苦労が多かろうとお察しいたします。

今まで民間企業において多くの社員と接してこられたご経験と、行政における現在の役場職員との関係の違いを感じ取りながら、今後の町づくりへの職員に対する期待は大きいものがあるのではないのでしょうか。

新年度がスタートし、新たに行政に精通した田邊副町長が、そして海老根教育長が就任されました。人事異動による執行部の体制も大きく変わり、各課の管理職をはじめ職員の異動も広範囲に行われ、新規職員も多数採用されています。職員の育成と体制について、町長の職員に対する期待と活用についてお伺いいたします。

役場の業務は多種多様であり、行政事務は常に法規法令に基づいた業務を行わなければなりません。庁舎内人事の体制が大きく変わったことから、業務連携は密にして、協議、情報共有することで内部の体制を強固にすることが最も重要であると感じています。職員の人事異動も広範囲に行われ、職員の業務は多種多様にわたり大幅に変わった体制の中で質問をさせていただきます。

今年度、新規採用者について採用通知後、4月1日現在2名の辞退者が出ているということですが、これが事実なのか。また、この事態の経緯についてをお聞きいたします。

あわせて、この辞退者により当初予定していた人事配置にはどのような影響があったのかも伺いいたします。お願いします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 新規採用者16名のうち、企画財政課と税務住民課に1名ずつ配置する予定でしたが、3月の内示後、税務住民課配属者からは3月25日に辞退する報告がございました。また、企画財政課配属予定者は3月30日に辞退する旨、連絡がございました。この辞退者により、人事配置においては、税務住民課には会計年度任用職員1名を配置、企画財政課には元役場職員を週3日勤務の会計年度職員として4月に配置し、5月も別の元役場職員を会計年度任用職員として、週2日勤務で配置いたしました。企画財政課及び税務住民課の欠員を埋めるべく、5月1日からは正職員の募集を開始しましたが、募集、試験、事務手続にどうしても時間がかかるため、9月1日採用に向けて、現在、事務を進めております。

また、企画財政課の8月31日までの欠員につきましては、総務課の職員1名を6月2日から8月末日まで配置しております。

○10番（田中とよ子君） 3月25日に辞退、3月30日に辞退ということなんですけれども、その前に同意書というんですか、御宿町役場に就職しますよという同意書というのは取っていて、それで改めて辞退届が出たということになったんですかね。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） そのとおりでございます。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。なかなか職員採用というのは大変なことだなというふうに、このぎりぎりになって辞退されるということは、いろいろな面で影響が出たんだなというふうに理解させていただきましたが、御宿町に限らず、この辞退者というのは多く出ているというニュース等を聞きますけれども、少ない職員の数の中で2名辞退するということは、比率にしたらすごく大きなものですね。

次に質問させていただきます。この今回の人事異動について、かなりの半数以上が異動した課が発生したということも見受けられます。当然なことではありますが、人事異動は事務効率等を考えて適材適所という観点から行われたものであったというふうに理解しています。異動による事務処理の進捗状況と異動されなかった職員、また異動した職員の負担がかなり大きいものがあったのではないかなというふうに考えます。この働く職員への思いやりや気遣いは、

職員の職務に対する意欲の向上にもつながるものであります。業務の内容は人事の異動で白紙になるわけではなくて、懸案事項等についても、いま一度各担当課での洗い出しをして精査すべき問題もあります。引継ぎ等による課題や解決を求めなければならないものも多くあると思われまます。

徐々にいろいろな話が入ってくるんですが、今回の異動後の状況の中で経験が必要な業務について、異動した職員が本来の業務を終えてから異動前の業務を時間外で事務処理をしている。要は二重の業務に当たっていることなどを伺っています。既に2か月が経過している中であつて、まだその状況が何ら改善されていないということはいかななものかと思ひます。以前から、平常時においても時間外勤務、夜遅くまで役場の電灯がついているといったことが指摘されてきています。職員の働き方改革を含めて数回にわたり、ほかの議員さんからも質問がされています。

今回特にお聞きしたいのは、この人事異動後の時間外勤務について、過去にも恒常的に行われていたのかどうか。過去3年間における4月に時間外勤務、時間数どの程度行われてきたのかをお聞きいたします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 今回の人事異動につきましては、町長が替わつて初めての4月人事で、課長職は役職定年や退職等により3名が昇格し、新たな課長職を含む2名の職員が広域の水道局へ派遣され、身分移行により2名が広域の水道局へ異動となりました。そのほか、課の統合や再編成、社会福祉協議会との人事交流、さらには中堅職員の退職など、多くの要因が重なりまして、おっしゃるとおり大規模な人事異動となりました。

人事異動は例年、数名の異動はありますが、このような大規模な人事異動は通例ではございません。議員ご指摘のとおり、人事異動は職員のスキルアップにつながりますが、職員への負担は一時的に重くなり、悪影響を及ぼすことにもなりかねませんので、様々配慮してまいりたいと考えます。

また、時間外勤務時間でございますが、職員の自己申告により毎日出勤時刻と退庁時間を記入しております。過去3年間の4月分の時間外勤務は、年度ごとに人数の増減により一概に比較することは難しいのですが、そのままの数字を申し上げますと、令和4年度は4,862時間、令和5年度は4,760時間、令和6年度は4,532時間、令和7年度は3,762時間となっております。

以上です。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。

これは4月の時間数ですよ。ということは、それほど時間外で負担はかかっていないということになるんですかね。4月だけなんですけれども。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 今年度におきましては、新人職員を多く採りましたので、入ったばかりの職員は、まだ遅くまで時間を費やして仕事をするというような体制になっていないので、4月分は例年に比べて少し減っているのかなというような見解を持っております。

○10番（田中とよ子君） ということは、やりようによって時間外を減らすことはできるのかな。仮に大きな異動があったとしても、時間内で何とか対応できるのかなというふうに、もっと増えているのかと思ったんです、時間外。要は異動したことによって、新人の方は別ですよ。別ですけども、異動したことによって時間外が増えてしまったんじゃないかということ懸念していたんです。要は異動したことによって職員の負担、身体的な負担とか心の負担とかいろいろ考えられているのかなというふうにも思って今回の質問をしたんですが、要は働き方改革をこれからしていく上で、いい方向が取れるのかなというふうに今感じたんですけども、これはこれからの事務の取り方にかかってくると思うので、これから見守っていきたいというふうに考えます。

この時間外勤務ということについては、いろいろ耳に入ってくるんですね。時間外手当とかいろいろなものは、それぞれ職員から提出されると思うんですけども、実情について、勤務時間内にあまり仕事もしていないのに、時間過ぎてから仕事しているんだよというような話も時たま聞くことがあります。当然そのことについては、決裁者である担当課長等がそのような状況は把握はしているとは思われますけれども、実態についてはいかがなのか。

それぞれの課においては時期的にすごく忙しいときもあって、どうしても時間外じゃないと業務がし切れないんだというところがあるのは重々承知しています。その場合においても、その課の中の1人、2人だけが残って仕事している、そういう現状もあるというふうに聞いています。勤務体制の連携が希薄ではないかなというふうに考えられます。要は協調性がない、課の中でみんなでやろうよというような、そういう協調性のない自分主義になっている現状もあるんじゃないかなというふうに思われます。仕事量によっては、助け合う、同じ課の中で助け合う、分担するなど課内で調整すべきではないかなというふうに考えますけれども、今後の大きな問題点ではないかというふうに考えます。

事務分掌等を見ると、1人の人が幾つもいろいろな分担、分担といえますかね、いろいろ1人の人が仕事を請け負わなきゃいけないという状況になっています。そういう中で1人の人に

負担が大きくなるようなことがないような、もっと課の中での勤務体制の連携を密にすることが必要ではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） おっしゃいますとおり、課の中で一部の職員が残って、ほかの職員は先に退庁してしまうというようなこともございますが、だんだん業務も専門性が高くなってきておりまして、もちろん封詰めですとか、紙折りという単純作業でしたら、みんなでできることもあるんですけども、どうしても専門性が高くなると、その職員しかできないというような業務があることも事実でございますが、おっしゃるとおりチームワークで助け合いながら業務に当たること、これは大変重要だと考えておりますので、引き続き体制づくりに努めてまいりたいと考えます。

○10番（田中とよ子君） それに関連もするかと思います。職員の研修体制についてお聞きしますが、今までもこの研修についてお聞きすると、内部研修、外部研修はやっています。役所の中でやっていますよという回答であります。チームワークであったり、助け合いであったり、課全体で同じ方向を向いて業務に当たるなど、上司が部下に教えるといった指導体制が薄れているのではないかと思います。職員の若返りや途中退職などにより中堅の職員の層が手薄になり、従来から職員同士が当たり前に教えられていたことが教えられていないことなど、窓口業務や住民対応のまずさ、事務分掌の間違いなどを指摘し合う体制に欠けているのではないかと危惧するものであります。

最近、新聞紙上でも、事務の遅滞や基本的な事務の漏れなどが報道されています。特に法規法令に反するものなどには、なぜ同僚や上司が気づかないのかというふうに思いますし、これは他人事ではなく、我が町にも起こり得ることではないかというふうに考えます。先ほども申し上げましたが、チームワークであったり、助け合いであったり、課全体で同じ方向を向き業務に当たるなど、上司が部下に教えるといった指導体制についても必要と考えます。誰かが気づいたら指摘し合える体制づくり、これをするべきではないでしょうか。確かに専門性のある業務にそれぞれ分担されていますが、そうじゃない、例えば予算とかについても、これやってみるかなとかいった、そういうことについてを指摘し合える体制づくりが必要じゃないかと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） おっしゃいますとおり、上司が部下にいろいろ教えていくというのは組織の基本だと思っております。職員におきましては、先ほど議員さんもおっしゃいました

とおり、職員の途中退職ですとか、そういうことで人が足りなくなっているの、目の前の仕事を片づけるのが精いっぱい、なかなかその辺に目配り、気配りができないような部分もあると思いますが、その点改善するように努めてまいりたいと考えます。

○10番（田中とよ子君）　じゃ、次に移ります。

職員のストレスチェックが毎年行われているということを聞いています。ストレスへの全体傾向をどのように把握されて、どのように職員の心のケアをしているのか。職員の業務上の困り事の声、業務改善などを聞く体制づくりがされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君）　田邊副町長。

○副町長（田邊義博君）　毎月、役場において衛生委員会を開催いたしまして、産業医と保健師の指導の下、職員の健康管理方法の協議や職場内訪問を行っております。その一環として、ストレスチェックを実施し、ストレスの高い職員には個別に産業医との面談を実施し、できるだけフォローするようにしております。

また、先ほどお話しいたしました出勤時間と退庁時間の把握や産業医の指摘については、すぐに改善されない場合もございますが、少しでも職員個々のストレスが減るよう行っているところでございます。

以上です。

○10番（田中とよ子君）　職員のメンタル面は特に気をつけて、今後体制を図っていただきたいというふうに希望します。目に見えないところで病むということもありますので、ぜひその点については特に体制を整えていただきたい、そのように希望いたします。

次に、先ほどから町長とハラを割って話し合えようという取組について、岩瀬議員からも話がありました。重複はしないつもりでいますけれども、住民からの意見、提案を広く聞くということ、これについては斬新的で大きく評価しています。

当然のことですが、政策的なことを考えるとき、住民から直接生の声を聞くということは斬新的でありますし、それを聞き入れ実行していくには、内部体制が脆弱であると、せつかくの住民の要望等にも対応できないご用聞きになってしまうおそれがあると思われま。住民に向けていろいろな声を聞くことが非常に大事なことだと思います。ただ、内部体制の強化についての検討、対応をされることを望むものであります。特に要望はいろいろあると思うんですよ。全て財源に関わってくるものが含まれてくるのじゃないかなということは懸念されるころであります。それについても、当然、職員間の話し合いも必要だと思うんです。それに合わせて町長にお願いがあります。

町長が多忙であることは重々承知の上です。今、副町長からも話がありました。職員も忙しいです。職員もなかなか時間的に余裕がないというようなお話もありましたが、住民と同様に、ぜひ職員ともハラを割って話し合っていたきたい、そういうふうに思うんですが、2点。

財源に限りがある中で、住民の意見をどのように聞いていくのかということが1点、もう一点は、ぜひぜひそれを可能にするためにも、職員との話をする体制を整えて、整えてっておかしいですね、もう既に整われているとは思いますが、職員が何を考えて、この業務をするのにどういう方向でやったらいいのか、それぞれ職員10人いれば10人がいろいろな意見あると思うんですね。そういったことも踏まえて聞き取っていただく、そういう町長の考えも直接聞くというような職員との関係をつくっていただけたらよろしいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今ご指摘ありましたように、いろいろ職員の勤務時間とかの報告は受けております。心配事のそれも見ております。今お話をしているところでございますが、まだ各課長とお話をするぐらいの段階で、本当に職員と話をする段階にまだ至っておりませんので、そこまでまだ踏み込めれば、やっていきたいというふうに考えております。

○10番（田中とよ子君） お忙しいとは思いますが、職員もいろいろないい意見をたくさん持っていると思います。ぜひそれを実行していただけたらと思います。よろしくお願いします。

続いて、予算の執行についてお伺いをいたします。

○議長（滝口一浩君） 田中議員、一般質問の途中ですが、午後1時半まで暫時休憩といたします。

(午前11時57分)

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

---

○議長（滝口一浩君） 10番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 田中とよ子君 登壇)

○10番（田中とよ子君） 午前中に引き続きまして、一般質問を続けさせていただきます。

2点目の予算の執行についてお伺いします。

3月に可決された新年度予算は4月からはすぐに執行できるものであり、稼働できるものは

早期に取りかかるべきであります。過去における繰越しや事故繰越しなどを行った事業についても、早期に着手していれば回避できたものと思われるものもあるのではないのでしょうか。今年度の予算編成時の状況についても、財源確保や事業の優先度などについて厳しく困難であったとお聞きしています。精査を繰り返し苦慮された上で編成された予算であります。限られた財源の中で予算措置された事業執行については、先送り事業ではなく先取りの事業として、特別な事情や理由を除いては早期に取り組むべき、執行すべきではありませんか。特に備品の購入等については、早期に購入して有効に活用すべきであります。施設の利活用や備品等の有効活用については、使用方法の検討や高額の機器類などが眠っていないのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） うちのほうで、ある程度高額になるものを持っていますので、備品について、うちのほうの今の運用をお答えさせていただきたいと思います。

建設環境課におきましては、草刈り機やチェーンソー、ビーチクリーナー等、またその動力となるトラクター、ロータリーアタッチメントなどの備品を所有しております。肩かけ式の草刈り機やチェーンソーは日々の作業の中でも頻繁に使用している状態ですが、自走式草刈り機やトラクターについては、産業観光課や建設水道課、今年から建設環境課、一緒になっておりますが、その他の課についても貸出しを行っている状況でございます。

また、機材の貸出しだけではなく、環境整備員につきましても派遣をして協力して業務に当たっているところでございます。夏季につきましましては草木の伸びもよく、また海岸利用者も多くなるため、環境整備員の業務量や機材の使用頻度も多くなりますので、作業スケジュールを立てまして、その中で機材の貸出しや環境整備員の派遣も行っております。

建設環境課からは以上です。

○10番（田中とよ子君） 1台の備品を、スケジュール等を調整しながら、計画を立てて有効に活用できるようにしていますということですので、なるだけそのような形で、機材があっても活用されていないということをよく耳にします。財政的に厳しい状況下です。住民の要望に対してもなかなか取りかかることが困難であるということ、そういったことが多々あると思われませんが、予算がないので実施は難しい。そういった説明をしても住民には説得力に乏しいこともあります。中には無駄遣いしているんじゃないか、せっかく買ったものが寝ているんじゃないかといった声も聞こえてきます。できるだけ有効活用できるように対応を図っていただきたいと思います。

それと、もう一点、施設の利活用についてということで、先ほど塩入議員からパークゴルフ場についての質問があったんですが、パークゴルフ場についても、教育施設ということじゃなくて観光面でのPRをしたらいかがかということで、3月の予算審議のときにも質疑させていただいたところでもあります。できるだけ施設を効率よく利用できるようにということで、先ほど塩入議員さんの質問にも答弁していただいたんですが、なるだけ多くの方が活用できるような体制を検討していただけたらいいんじゃないかと思えますけれども、やっぱり社会体育施設ということで限られてきてしまうんでしょうか。できれば観光施設としてのタイアップをして、活用できるような体制を取っていただけたらいいんじゃないかと思えますけれども。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） ただいま、パークゴルフを観光施設として位置づけられないか、利用できないかというようなご質問がございました。

パークゴルフにつきましては、観光協会など多くの方に利用できるような形として周知のほうはさせていただいております。まず、教育施設、社会体育施設、観光施設の協議につきましては、今後また担当課といろいろ利点等を含めて協議のほうはさせていただきたいと思えます。以上です。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。できるだけ多くの方が利用できる施設になりますように、よろしく願いいたします。

次に、歴史民俗資料館周辺のフェンス設置の予算計上がされています。資料館の休館は、建物の老朽化によって屋根からの落下等による危険回避のためであるとの説明でありました。危険が察知されているのであれば早急に対処すべきであります。危険箇所というふうに公表されている施設であります。住民はそれに対しての不安も感じています。いつまでにフェンスの設置がされるのかをお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 資料館につきましては、経年劣化による屋根の落下等の可能性があるため、落下物による危険防止のためのフェンスの設置を予定してございます。現在はパイロンを設置して車両が付近に駐車しないようにしているところですが、工事の進捗につきましては、大変遅くなっており申し訳ないんですが、現在、契約事務を行っているところでございます。夏休みの前までには完成という予定でありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。そうでしたら、7月中には何とか設置

していただけるということですね。

すみません、通告前に歴史民俗資料館の周知についてということで通告させていただいたんですが、その件については既に対応していただいていますので、あえて質問はいたしません。資料館に限らず危険箇所の対策については、見回りとその重要性について、職員の皆さんに周知していただくことを望むものです。もうあえてここで質問はしませんが、今の体制についても、時々見回りをして確認を取っていただきたいということをお願いいたします。

続きまして、3点目です。歴史民俗資料館についてお伺いします。

歴史民俗資料館は、令和5年3月31日に休館してから既に2か年が経過しています。貴重な資料や展示物などを保管している施設として、このまま休眠状態としておくことでいいのかどうかをお伺いいたします。言うまでもなく、資料館は町の産業に関するもの、漁業関係、農業関係、商業関係、一般の日常生活で使用していた家庭用品や日用品など、住民生活の歴史を伝える資料等が展示、保管されていました。貴重な資料は、江戸時代のもものとされている絵巻きなど町文化財に指定されているものもあり、保管環境などによる資料の劣化など、何かあれば復元が不可能になるようなもの、そういったものも多数あります。このまま休眠状態をしていくのであれば、これら重要で貴重な資料をどう保管管理していくのか、早急に検討しなければならない時期が既に過ぎてきているのではないのでしょうか。早急な検討すべき時期で取り返しができなくなることを危惧するものです。町の財産をどう守っていくのかをお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 御宿町の歴史民俗資料館につきましては、昭和50年に開館し地域の歴史や民俗・文化に関する資料などの展示を行う社会教育施設として機能しておりましたが、竣工から50年が経過する建物は外壁や鉄骨部分の劣化が進行しているなど老朽化が進み、安全な施設運営が困難となったことから、令和5年3月31日をもって閉館とさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、資料館には地域の歴史や民俗・文化に係る多くの資料が保管されております。しかしながら、館内に空調設備が整っていないため、資料の保存環境としては好ましくなく、保管している物品等の中には劣化の度合いによって補修しなければ移設が難しいものもございます。このため、資料館に保管されていた指定文化財につきましては、現在は公民館で保管しており、この重要な文化財については特別展示を行うなど、広く住民の方に見ていただけるよう検討しております。

将来的には、町の歴史や民俗・文化などに係る重要なものを1か所に集約して保存環境を整

え、町の歴史・文化の継承に貢献できるようにしたいと考えておりますが、多くの課題も山積しておりますので、文化財審議委員会、資料館運営委員会からもご意見をいただきながら、少しずつですが解決しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。

先日、ある大学教授の方にお会いする機会がありました。教授は毎年学生と共に御宿町の地域性や歴史などを調査しているということでありました。資料館の休館については非常に残念に思っていますということで、あの資料をどうするのか。また、いつ開館されるのかということで、早期の開館についてを願っておりますというふうにおっしゃっていました。

また、折しも6月5日にはスペインの上院議員の代表団の方の来庁もありました。400年以上経過した歴史を風化させることなく、次世代につなげていかなければならないと思っております。そういったものも含めて御宿町の重要な財産、資料館にあるもの等々については、早期に保管等についての結論が出ることを願っております。

町の財産をどのように守っていくのかということについては、今、課長からお話がありましたが、できるだけ早く結論を出して、その資料を保存することにつなげていっていただきたいということをお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、10番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

---

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦君、登壇の上、ご質問願います。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。議長から指示がありましたので、一般質問、通告どおりさせていただきます。

今回も私は1点に絞って、教育移住ニーズの高まりと今後の町づくりについてという内容でお伺いしたいと思います。

令和4年12月議会にて全く同じタイトルで一般質問をしております。当時、コロナ禍を経て教育目的での国内移住が増えていることを踏まえ、また私自身がまさに教育目的、この町で私なりの理想の子育て、この町ならできそうだという思いで、東京から御宿に移住してきた経験も併せまして、教育移住促進の重要性と可能性について訴えましたが、残念ながら当時の町長、

教育長には私の主張、提言はしっかりと受け止めていただけなかったように思います。あれから約2年半がたち、現在では国内の教育移住ニーズはさらに高まり、続々と成功事例も生まれております。

一方で、御宿町内の子どもの数は減少の一途をたどっています。そんな状況の中で新たに原町長、そして海老根教育長がご就任されましたので、改めてお考えを伺いたいというふうに思います。

それでは、1つ目の質問です。出生数の推移と将来予測についてということで、まずはここ20年ほどの御宿町における子どもの出生数の推移、動向を教えてください。

また、もし将来予測データのようなものがあるようであれば、そちらについてもご教示いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 初めに、私のほうから出生数の推移と将来予測についてお答えいたします。

出生数の推移と将来予測について、初めに過去20年間ということで平成17年度から令和6年度までの出生数についてお答えいたします。

平成17年度30人、18年度40人、19年度32人、20年度48人、21年度38人、22年度31人、23年度27人、24年度28人、25年度35人、26年度22人、27年度30人、28年度24人、29年度22人、30年度18人、令和元年度24人、2年度16人、3年度15人、4年度9人、5年度13人、6年度5人となっています。令和元年度までは、おおむね20人以上の届出がありましたが、その後につきましては10人前後を推移し、令和6年度に至っては5人となっている状況です。

次に、将来予測ですが、令和5年度までのデータを基に、コーホート変化率法により令和6年度に策定した第3期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画では、令和7年度からの5年間、11人で推移することとなっています。しかしながら、令和7年6月現在、出生届は2件しか出ておらず、今後も母子手帳の交付による出産予定者は3名となっており、令和6年度同様5人となる見込みです。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。分かってはもちろんいたつもりですが、改めて数字で聞くと非常に厳しい数字だということですね。20年ほど前は三、四十人で大体推移してきたところ、このところは10人を大きく割り込んで、そして昨年5人、そして今年も5人の見込みということで、将来予測11人といいながらも、本当かな、もっと厳しいんじゃないかな

という状況だというご答弁でした。ありがとうございます。

これ2つ目の質問になりますが、出生数の著しい減少をどう受け止めるかということについて町長にお伺いしたいんですが、単刀直入に二択でお伺いしようと思っています。この状況を仕方のないことだと受け止め、それに見合った、子どもが減るんだから、このぐらいの施設の規模でいいよねというような考え方で、それに見合った縮小の町づくりをしていくのか。それとも知恵と力を結集して、町のあちこちで子どもたちの声が響く御宿を取り戻すための挑戦の町づくりを始めるのか、町長のお考えはどちらでしょうか、ぜひお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 二択で答えるというのは極端だと思うんですけども、まずは私が抱えているのは、もう何回も言っていますけれども、停滞の町から挑戦の町へということです。何回も言っているように、あらゆる知恵と力を集めて、どうするかを進めていきたいと思います。ただ、その結果、立ち行かないとなれば縮小にならざるを得ないというふうにはお思います。ただ、縮小ありきではもう将来が見通せないのも、皆さんとまだまだ一緒に考えていこうと思っております。ただ、現状では、どれが有効なのか分かりませんというのが、今のところ正直な話です。まだまだ皆さんと一緒に挑戦を続けていこうと考えております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。挑戦の町づくり、皆さんと一緒に続けていきたいというお言葉、本当にうれしい限りであります。

少子化という問題は、日本の国としても、国策としても決してうまくいっていないですよ。もうずっとそのことが叫ばれ続けて、何とかしなきゃと言われ続けながら、どんどん減る一方ということで、ずっと推移してきていると思います。ただ、これは日本全体でもそうなんです。事我々が住む御宿町のような小さな町、町村では、その変化や、もっと言うと危機的状況は著しいということが言えると思います。例えば、全国広く平均を取れば、少子化、少子化と言われながらも、この20年の変化というのは大体、119万人子どもが生まれていたのが、最近だと70万人を割ったということが報道されておりますので、いっても4割減、20年間で6割ぐらいに減っちゃったねという話なんです。

でも御宿はというと、先ほど保健福祉課長からご答弁あったとおりで、40人ぐらいいたところが、下手したら5人、6人と、これはとんでもない減り方ですし、つまり10分の1までいかないうちでも、それに肉薄するようなすさまじい減り方をしている。これが、町長も諦めずに挑

戦の町づくりをしていくと。ただし、何が有効なのか、今の段階では分からないというご答弁がありましたけれども、今のままでこれ放っておくと、町として存続できないですよ。子どもがいない、それでも町は存続する、できるという考え方があるかもしれませんが、ただ、少子化、子どもがいない、子どもが少ないということがどのような影響があるのかということ、私、調べたりまとめたりしてきたんですが、どこかいったいな、すみません。

大変失礼いたしました。一般的に言われている少子化が地域にもたらすデメリットということで7項目もあります。ざっといきますと、将来の労働力不足、当たり前ですよ。それから地域経済の縮小、教育文化施設の維持困難、このたび布施小学校、残念ながら閉校、統合という形になりましたが、その御宿小学校統合後も、これ5人、5人って先ほどのような状況が続けば、そう遠くない将来ですよ。7年後、8年後には各クラスが5人、5人みたいなことが、もう目の前だということだと思います。当然その学校の存続、あるいは教育環境としてどうなんだろうという問題が大きくなっていくかと思っています。

それから、デメリットまだ続きます。地域の活気創出、先ほど私も冒頭で言ったとおりです。子どもの声が聞こえなくなり、地域の活気が失われる。住民生活全体の質を大きく低下させるだけでなく、ほかの若い世代の移住意欲、もっと言ったら住み続ける意欲を失うということで、どんどんエスカレートしていくということが予測できます。

それから、地域コミュニティの弱体化ですね。まだまだ私たちの暮らし、地域のコミュニティで成り立っているというか、それが我々の住む御宿町のよさでもあると私は思っていますが、そういったものが、私が移住してきたこの15年間でもいろんなものが、以前から続いてきたものが続けられなくなってきたということが起きています。これがさらにエスカレートしていくということになります。

そして、高齢化の加速、若年層がいなくなり、高齢者がさらに占める割合が大きくなっていけば、医療サービス、介護サービスを含めた高齢者の方たちの生活を維持していく、クオリティを保っていくためのコストがどんどん負担が大きくなるということです。最後に地域文化の継承困難、先ほど申し上げたとおり、御宿のよさ、御宿がずっと守り受け継いで大切にしてきたものも受け継ぐ相手がいなくなるわけですから、消滅していくしかないという本当に残念な状況が、もう目の前だということが言えると思います。

これは我々議員もそうですし、町長もそうですし、そして行政の職員の皆さんもそうですけれども、この問題に立ち向かわずして何に立ち向かうんだと私は申し上げたいです。一番難しいと思いますし、簡単には答えが出ない、町長おっしゃったとおりで、でもここにちゃんと向

き合わないで、仕事をしているとはやっぱり言えないと思うんですね。なのでぜひ、町長おっしゃっていただいたとおり、もういろんな声を集めながら、知恵を借りながら、ディスカッションしながら、この問題に立ち向かう、挑戦の町づくりを続けていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。3つ目です。これも令和4年12月に同じような質問をいたしましたけれども、懸案となっております御宿小学校の更新を、この少子化問題、子どもをどうやって増やしていくかという問題に関する好機と捉え、チャンスと捉えて、教育移住を増やしていくお考えがあるかというご質問です。

私の個人的な思いとしては、まずはせめて最低限でも1クラス30人前後を維持できるような、今、大体そのぐらいで保てていると思うんですが、今ぐらいの状況をせめて、本当はもっと増やしたいですけれども、でも、せめて今ぐらいの状況を維持できるような町づくりを、それを目標に町づくりをすべきではないかというのが私の持論です。何もしなければ5人、10人ということが、もう目の前に迫っていると、そこをあらがいましょうと。方策は様々あると思いますが、私のやはり一押しとしては、この御宿小学校の更新を好機と捉えて、周辺環境、そして教育内容ともに、要はハード面もソフト面も両方とも、ああ、いいね、御宿、そんな学校でそんな教育始めたんだ、これはぜひ御宿で子育てしてみたいねと思ってもらえるような、すなわち教育移住先として選んでもらえるような学校、特色のある教育、これを実践して、そして各種メディアに取り上げられて、全国に名前をとどろかせるような、そして、かつて御宿町の小学校がそうであったように、町中の誇り、御宿には五倫覺の話もあります。布施小学校もずっと地域で一緒につくってきた学校でした。御宿にはそもそもそういう土台があると思うんですね。ですので、ぜひまた再び町中の、町のみんなの誇りとなる学校、そして教育を町ぐるみでつくって、そして見守って育てていくということにぜひ挑戦すべきだと私は思います。

御宿小学校の更新に係る説明会、4回にわたって開かれました。たくさんの保護者の方がご参加されて、いろんなご意見、ご指摘いただきました。その中でも全く同じようなお話をされていた方が、とある保護者の方がいらっしゃいました。その方は、移住者を増やすべきだ、いい教育をすれば、この町は十分に可能性があるんだということを熱弁されて、大きな拍手喝采を浴びていたことを記憶しています。特色のある教育、先進的な教育、移住したくなるような教育、アイデアと可能性は私は無限大だと思っています。そして、それだけのポテンシャル、素材、素地がこの町にあると私は思っています。だからこそ移住してきました。

全国でもいろいろな取組が始まっていることは前にも触れました。そしていろんな成功事例

も生まれています。学年の枠を取っ払った教育と、あるいは英会話とかプログラミングとか、一つのジャンルというか、教科というんでしょうか、に特化したような教育が着目されているようなところもあります。あるいは、自ら問いを立てて、探求的に深い学びをしていくと。いわゆる探求学習と言われますが、それを地域に深く根差した形で、あるいは自然環境、自然の中でそういった学びを深めていくというようなことに特化した教育などなど、いろんな成功事例が生まれて、そして続々と子育て世代が移住しているという報告が上がってきています。

原町長が始められた対話の町づくりの枠組みの中で、先ほどお話もありましたハラを割って話そう。そして、今後も様々な取組が進んでいくと思いますが、その対話、アイデアの出しっこ、意見交換、ディスカッション、そういった枠組みの中でアイデアを募り、そして練っていけば、すばらしい案が間違いなく出てくると思います。町長、それから教育長、まずはお二人に力強く方向性を指し示していただきたい、これが私からのお願いというか要望です。お二人がそうやって力強く方向性さえ示していただければ、あとは思いを持った、そしてアイデアを持った我々子育て世代やもっと若い人たち、あるいは町内外のスペシャリストたち、そして田中議員の質問にもありました、職員の皆さんの中にもいろんなアイデアをお持ちの方、必ずいらっしゃいます。そして、その方たちが動き出します、方向性さえ示していただければ。なので町長ご自身に、これをやれば必ずうまくいくとか、これが有効だなんていう、先ほども自信がない、見通しが無いというお言葉がありましたが、それで私はいいいと思います。大事なのは、これ放っておくわけにはいかないよね、子どもの数、だから何とかしようよって力強く旗だけ振っていただければ、あとはおのずと始まっていくと思います。

ゴーか、はたまたストップか、イエスカノーか、また二択みたいなことになってしまって町長には申し訳ないですが、改めまして御宿小学校の更新に合わせて教育移住というものを促進し、子どもの数を回復していくことについて、ぜひ率直なお考えをお聞かせいただきたいと思います。町長、それから教育長、ぜひお願いします。

○議長（滝口一浩君） 海老根教育長。

○教育長（海老根秀昭君） よろしく申し上げます。

教育移住を増やしていく考えはあるかというご質問ですけれども、まず一般的な移住を進めるのか、教育移住を進めるのか、進めないのか、私の今の段階では、ちょっとまだお答えができません。ですけれども、御宿町の小中学校に子どもを通わせたいという魅力ある学校をさらに目指していく、そういう必要があるのは言うまでもありません。御宿町で学んだ子どもたちが、これからも住み続けたい町、親の代になって御宿町に戻ってきたい町にしたいの

は、どなたも願っていることだと思います。

2024年9月4日、いい部屋ネットによる町の幸福度アンド住みたいまちランキング2024千葉県版の町の幸福度自治体ランキングトップテン、これで御宿町が6位に挙げられていました。これは明るい情報だと思います。教育は夢の実現に向けて挑戦する場だと考えております。環境が人をつくると言われます。地域全体で子どもたちを育み、教育のまち御宿を自信を持って発信していける学校教育、社会教育を目指していく所存です。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 先ほどと同じようになりますけれども、挑戦は続けていきます。

それで、今、移住ということだけでなく、まず人が来てもらうためにはどうするか、生活の基盤とか、そこいらも整備しなければなりませんので、トータルで人に来てもらうことも考えなきゃいけないし、ここで生活できることも考えなければならない。

また、先般、熊谷知事もおっしゃっていたんですけれども、まず人口増のためには根本から見直すということ。そのために婚活をもっと推し進めるということも熊谷知事おっしゃっていましたので、またそういったところからやっていかなきゃ難しいかなと思います。

確かに北村議員のように、御宿が好きで移住してきた方、やはりこの間も何名かお話をしたんですけれども、熱烈な御宿ファンというのは確かにいます。そういう人に仲間に入って、さらにそこから広げていくということが今必要だと思っております。その一つとして学校の更新もあると思っておりますので、今のところただひたすらチャレンジしていく、どなたかが手を挙げてやっていこうよとなってくれるのを待っているという状況で、まだまだ仕掛けていこうとは思っております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。なかなかここに全振りということは、教育長や町長ともお立場上なかなか難しいと思いますし、当然ほかにもたくさんやらなきゃいけないこと、課題てんこ盛りですので、お気持ちは分かりますが、いずれにしてもこの学校、教育がこの町にとって大事であり、そして今のままではいけないぞと、挑戦していくぞというご答弁をいただきました。

これは本当に国策としても、国としても攻めあぐねているところですので、本当に難しいところだというのは私も承知しています。ただ、だからこそこういう小さな地方の町がフットワーク軽く、しかも当然、先ほど申し上げたとおり、もう待ったなしで崖っ縁まで来ているから

当然ですよ。取り組まなきゃいけない。だからこそ本気になって、火事場のくそ力が出て、いろんな人の思いや知恵が結集して思いもよらない成果を生むと。そして、この町の取組が、あるいは全国で始まっているいろいろな小さな市町の取組がつながって行って、そしてこれも国の国策として攻めあぐねている、この状況を打開していくということが、僕は大いにあり得ると思う。もっと言えば、そういう形でしかこの国の少子化問題って解決していかないんじゃないかなというふうにさえ思っています。ですので、思い切っていきなり大きなお金をかけて何かやろうと、やってくださいという話ではないんです。しつこいようですが、ここに立ち向かいたいんだ、アイデア一緒に話そうよという形での声かけ、意思表示、発信、そういったことをぜひどんどんやっていただいで、力や声がどうやったら集まるかという部分に特に注力して挑戦をスタートさせていただきたいなというふうに思います。

私は放課後、週に一、二度ですが、里山ならでは、こういった自然がまだまだ残っている豊かな土地ならではの探求的な教育の実践の場というものづくりのお手伝いをしています。今の学校教育も少しずつですが、自ら問いを立てて探求的に学んでいく、そういったことが始まっていますが、まだまだだと思っんです。まだまだ学校の教育って、答えがあって、学ぶべきものがまずあって、そこに真っすぐ先生が導いていってくれる。これはこういうことだと教えてくれるんですよ。正解はこうだよ、これはこうなっているんだよと教えてくれるということがまだまだ主流だと思います。

でも、私がこの場で何度も何度もしつこく申し上げているとおりに、これからの時代というか、もう今の時代は答えの分からない正解のない課題、問題をどんどん解決していかないと、未来が描けないという時代が来ています。当然、我々よりもこれから子どもたち、もっともってその能力、要求されるんですよ。だとしたら、これは御宿みたいな町にうってつけなんですよ。自然があって、いろいろな課題、もっと言うと不思議があったり、何でこうなるんだろうとか、もっとこうしたいけれども、どうやったらいいんだろうと色々なチャレンジができる。なかなかコンクリートに囲まれた都市部の町ではそれってできないんですけれども、御宿のような町だと色々なことができるんです。穴掘ってみよう、水流してみよう、何かを飼育してみよう、火を燃やしてみよう、町の人に一緒になって何かをやってみようとか、いろんなことができる。だからたくさん可能性、充分やれることいっぱい、やりたいこといっぱいなんです。なのでぜひ、しつこくなりましたけれども、旗振り、呼びかけ、お願いしたいと思います。

最後に、その呼びかけとか声がけのところ、町長、一言ください。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） いろいろやることはいっぱいございます。その中で、何回も言いますけれども、教育も重要なことです。町をどうするかの話で、今、当然予算も厳しい中で何ができるか、どんなことができるかというところで、1つはやはり民間の活力の導入を考えております。そのための一つ、観光に関してDMO、これについてつい先日、役場の職員並びに議員の方も何名か入っていただいて、実際にそういった活動をやっている方に来ていただいて話を聞いております。その中で、じゃ、どうやっていこうかというところを今確認したところでございますので、そういったことも使いながら、あらゆる手を尽くしながらやっていこうというふうに考えております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

最後に、言い忘れたので一言だけ付け加えさせてください。

仕事とか、いろんなサービスがなくても、教育環境さえあれば、思いを持った子育て世代は必ず移住してきます。ですので、お金をあまりかけずにチャレンジできる、そういうジャンルでもあるということだけ申し添えて、私の質問を終えたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

---

#### ◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

本日、1点目は自治基本条例の制定について、2点目はホームページなど広報の在り方について、3点目は気候危機と循環型社会への町の対応について、4点目は聴力検査と加齢性難聴者への補聴器購入補助について、以上4項目について質問いたします。

まず、1点目であります、自治基本条例の制定についてであります。

これは3月の議会におきまして一般質問並びに当初予算の賛成討論におきまして、自治基本条例の制定についての意見を述べさせていただいております。町長は、自治基本条例の制定について賛同の意思を表明されていると理解しております。

そこで伺います。1点目、自治基本条例とはどういうものと認識しているのか、改めて伺いをいたします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 自治基本条例とはまちづくり基本条例とも言われますが、自治体運営の基本原則を定めた条例で、自治体の憲法とも言われます。町づくりに関する基本的なルールを整理し、町民と行政の責務を明確にするために制定されます。町民と行政がお互いに力を合わせて、分権時代にふさわしい町づくりを進めるため、町民が参加するためのルール、町の仕事の進め方など基本的な事項について定めるものです。

令和6年4月1日時点では、全国1,788自治体中409自治体、全体に占める割合は22.9%で、千葉県では、市では3自治体、町村では1自治体が制定している状況でございます。

○8番（石井芳清君） ありがとうございます。自治基本条例の内容について説明をいただきました。本日一般質問の中におきまして、町の執行部の在り方ですね、こうしたことも今日議論をされましたけれども、私はこの基本条例、制定に向けていく中で、そうした例えば行政であれば行政の仕事の在り方、一人一人、それから我々議会もそうですし、住民の皆さん、それから事業者の皆さんだとか含めまして、そうした方々が改めての関係性の中で整理をされるというふうに思っておりますし、もう一つ、私は多くの自治体でこれをつくることが目的になっているところが多いというふうにも、多いということはないんですが、結果的にそうなっているところが多いのではないかと推察しているところでございます。

やはりこれをつくるといふことの経過というのが、私非常に大事だといふふうに思っているんですね。確かに、例えばこれ焼津の基本条例の手引といふか冊子なんですけれども、平成23年から平成26年ということで、3年近くにわたって様々な会議がされてつくられているということが書かれているわけでありまして、これにつきましても、そういう時間の中で様々な議論がされて、ひとつひとつの方向性、また解決の糸口がやっぱり見えてくると。そうした中で自治基本条例が制定されていくというふうに考えております。

じゃ、その制定に向けてと、課題やスケジュールについてどのように考えるといふのか。特に私は専門家、アドバイザーといふのは必須であるといふふうに考えておるわけでありましてけれども、町として制定に向けての具体的な作業をどのように進めていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 先ほど申し上げましたとおり、この条例は町づくりを進める上でのルールを定めるものでございますので、役所だけでなく住民、各種団体、企業など町にいる全ての人に関わるものでございます。まずはその必要性の認識から始まり、各方面のなるべく多

くの方々の参画や意見聴取を行うことで、みんなの条例として成立するものと考えております。

本町においては残念ながら進んでいない分野でございますので、制定に向けての課題の洗い出しや具体的なスケジュール、策定の方法の検討は今のところ行われておりません。今後、先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

なお、具体化の際には、ぜひとも専門家の方にご参画いただき、ご助言などをいただきたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 現状でも様々な課題がたくさんあるというふうに思っておりますけれども、なるべく速やかに全体的なスケジュールをお示ししていただいて、具体的な作業に入っていただくよう求めたいと思います。

次に移ります。2、ホームページなど広報の在り方について伺います。

ホームページは、先ほど質問がありましたが、基本的には同様であります。議会の第3回の若者モノ×議会のワークショップで、私も参加した町全体のPR爆上げ策のテーマの中で、町のホームページを改善することが最も早いし、効果的であるという意見が出されました。私も全く同感であります。課題として、町のトップページの在り方、暮らし、行政のページのバナー広告の状況、それからページ内の総合リンクなど改善ができるというふうに考えております。

また、提案といたしまして、今の御宿町のホームページには、今の町民の姿ですね。それから地域、今現在、魅力という発信の中では、なかなか課題があるのではないかというふうに思います。ちなみに町の、こちら今日広報、一番新しいのを持ってまいりましたが、これも表紙も4月からの御宿小学校の子どもたちの学童ですか、非常にすてきな写真が載っておりますし、この中も見えますと、ちょっと小さいので皆様には見えないかも分からないんですけども、お母さんと子どもたちのすてきな作品がたくさん載っております。これ自体も町のホームページの中にPDFとして掲載はされているんですが、紙は紙としてのやっぱり役割があると思いますし、インターネットはインターネットでやはり役割があると思うんですね。

議会のほうも、デジタル推進委員会の委員の皆さんのご協力で、今日もこのようにテレビ中継、インターネットの中継ができております。そういう面では議会としてはこういうリアルタイムで議会の情報を直接町民の皆様にお知らせすることができると。また、議会だよりのほうも、編集委員会の皆さんのご協力で改めて、表紙も変わりましたし、今月号から左開きに、今まで縦書きだったので、右開きだったんですけども、横の掲載記事が多いということで、横開きに今回からされたということで、先ほど新しく印刷されたのが来ました。こんな形でひとつひとつ議会としても挑戦をしながら様々なことをやっております。これも一部の方から見や

すくなっただねという、そういうお話もいただいているところです。

こうして紙は紙、インターネットはインターネットで、インターネットでも行政情報、法令事務、これやはりきちんとあるべきところにきちんとあるということは非常に大事だというふうに思いますが、やっぱりホームページでも議会のほうもリンクを張って、ユーチューブというサービスを今日は使っているんですけども、それで動画配信なども、昔であればこれやっぱり何百万円と、私、議員に入った頃はかかったということで、とても議員、そういう点は無理だよというお話をいただいたんですけども、自主的に登録するだけで、こういうパソコンとかのカメラとか機材の必要はあるんですけども、ネット配信そのものはお金がかかっていなくて実現できているということでございます。

これは行政のほうでも同様だというふうに思いますので、ぜひそういう面では行政として、こうした御宿ナウというんですかね、リアルタイムの町民の姿というものを発信していただくということが、やっぱり先ほどから議論されていますけれども、御宿の魅力を発信するということにつながるのではないかなと思います。

また、町長は4月のときにも、1ページですか、ちょっと今、見つかりませんが、4月になって町長のページにA4で1枚出していますね。あれは多分読むと二、三分で終わるんじゃないかなと思うんですね。文章は文章としても大事だと思うんですけども、例えば町長ご自身が町民に向かって、そういう動画等を使って直接語りかけるということも、私は大変有効なことではないかなというふうに思うんです。これも時期を見ながら、そんなに頻繁ではなくてもいいと思いますので、こうしたことも私は可能ではないかというふうに思うんですけども、町のホームページについてどのようにして考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 町全体のPR爆上げ策として、町のホームページを改善することが最も早いし、有効であるとの意見が出されたということでございますが、ご意見のとおり公式ホームページは町の顔であり、広報紙と並んで重要な情報発信の一つでありますので、町民へはもちろんのこと、町外の方々への情報提供ツールとして大きな役割を担っているものと認識しております。

岩瀬議員のご質問にもお答えさせていただきましたとおり、現在のホームページにつきましては、まだまだ課題が多いと感じているところでございますが、議員ご指摘のトップページのデザインやバナー広告の位置、改善点があるかという受皿、いわゆるご意見フォームとか、そういったデザインや設計に関する部分につきましては、現時点では職員での変更ができない仕

様となっております。しかしながら、写真の入替えや相互リンクなど職員での対応が可能な事項につきましては、今後改善を図ってまいりたいと考えております。

また、町民の姿をホームページにもっとたくさん取り上げることはできないかのご提案でございますが、町のホームページを訪れた際、最初に目にするのが写真であるかと思えます。写真はただの装飾ではなく、町の魅力を視覚的に伝える非常に有効な要素である一方、インターネット上に公開されますと、プライバシーの侵害や不正利用のリスクが生じる可能性もありますので、掲載にあたっては事前承諾はもちろん個人情報の保護など、様々な配慮が必要となり難しい面もございますが、人口減少が進む当町にとって、町民が笑顔で生き生きと暮らしている姿こそが最大のPRになると思えますので、掲載に向けて調整してまいりたいと思えます。

先ほども申し上げましたが、まずは全ての職員が共通ルールの下、適切にホームページの運用ができるよう基本方針等を更新するとともに、アクセシビリティに配慮し、全ての利用者にとって分かりやすく使いやすいホームページになるように取り組んでまいります。

また、町長のショートムービーにつきましては、先ほどご提案いただきましたユーチューブのリンクの張りつけという形でございましたら対応可能かと思えますので、町長、また総務課のほうとも相談しまして、ショートムービーのほうは検討してまいりたいと思えます。

以上です。

○8番（石井芳清君） できることと、できないことがあるということでありますけれども、議会が今実施しておりますユーチューブの動画配信、これはもうできるということ、ユーチューブのアカウントはたしかあったように思いますので、それはどうでしたかしら。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 企画財政課としてのユーチューブのアカウントは既に取得をしております、こちらも見づらくて探しにくい状態なんです、ホームページの奥のほうに行きますと、町のショートムービーというのは、ユーチューブのリンクを張りつけてございますので、そういった部分ではすぐに対応可能かと思えますので、町長、総務課のほうと相談して実施の方向で考えたいと思えます。

○8番（石井芳清君） 既に取得済みということで、技術上はもう既に利用が可能だということで理解をいたしました。

そこで、提案でありますけれども、この御宿ナウ、今日の諸般の報告の中で、6月5日、スペインの上院議員代表団が御宿町を表敬訪問されたということで町長から報告がありました。これは議会ですね。2枚写真が事務局のほうから今日、共有で送られてきたので、ちょっと印

刷をしてきたんですけれども、まだ多分行政として発信していないと思いますので、もし議長、許可いただければ、職員にちょっとカメラがよく映るように大きく、よろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） はい。

○8番（石井芳清君） ちょっと職員……。

これがスペインの上院議員団、マロト団長以下8名の方々、それから大使、そして議員の方の事務局の方2人と、たしか通訳の方ということで全員11名ご参加いただいたと思います。私も議員の一人としてレセプション、4階、このすぐ上なんですけれども、そこで歓迎式に参加をさせていただきました。そのときに私、本当に驚いたんですけれども、やはりこの400年前の史実というのが、改めて私自身本当に重いことだなということを理解いたしました。

過去、御宿町は絆記念日だとか、様々な形で国外、重要な方々をお迎えしているんですけれども、そのひとつひとつがイベントというんですか、そんな形で消化というんですか、そういう形で御宿町の歴史にきちんと表示されていないと思います。財産ですよ。だと思っただけなんですけれども、やはりこうしたものを改めて今回、町長になられて、こういう来賓の方々にお会いいたしまして、どういう感想を持たれたのか。そしてこれは私には非常に大事なことだなというふうに思ったわけですし、こうしたものこそリアルタイムで町として情報発信すべき一つではないかなというふうに思うので、町長、どういうふうに感じられたのか、これをどう扱っていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 今回のスペインの議員団の訪問については、先ほど諸般の報告で申し上げたんですけれども、ちょっとそれ以外に大使館に訪問に行ったときに、実は東京の方なんですけれども、御宿によく遊びに来ている方が万博に行ってスペイン館に入ったら、御宿の400年前の史実が載せられているということでびっくりしましたと。ぜひ万博にも行ってみてくださいという連絡がまず入りました。それで、大使館に表敬訪問に行ったときにそういう話題になったんですけれども、それで、私もできれば万博に行きたいと思いますというお話をしたところ、すぐにスペインの大使館のほうから万博の入場券を送ってきていただいたんですよ。それで、6月5日に御宿を訪問しますということを聞きまして、それで5月の末に万博のスペイン館に行ってまいりました。それで、当然優待で入れたので混雑もなく入れましたし、スペイン館に行ったときに千葉県御宿町から参りましたということを告げたら、その館長さんがすぐに出てきてくれて、館長さんがつきっきりでパビリオンの中を説明してくれたんですよ。その後と一緒に記念撮影をして、ぜひ一言書いてくださいということで、寄せ書きみたいなも

のも書いてきたんですけれども、そういったことを非常に歓迎してくれまして、非常にうれしく感じました。

ですから、こういったことは、400年前のこととはいえ、スペインの方はそういうことを気に留めているということで非常にありがたいし、こういうことはもっともっと広めるべきだなと感じました。ただ、時間がなかったので、上院議員の方が訪問しますよということもなかなか大きくPRできなかったというのも、ちょっと残念だとは思っておりますので、何かしら有効な町民の人にも分かるようなやり方をしたいとは考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 前後のことについて、今、町長からご説明、お話がありました。私メモをちょっと取りましたら、挨拶の中でこういうお話もいただきました。1609年の出来事から、今までもう4世紀がたとうとしておりますけれども、私どもの友情は、それを超えるような長い世紀続いていければ幸いだと思えますと、こういう温かいお言葉をいただきました。ですから、単に御宿にとどまらず、スペイン国と日本国で、代表団はたしか公式日程の最後が御宿町だというふうなご挨拶もいただいたかと思えます。この公式日程、全てが非常に多功というか、すばらしいものであったということに、多分最後よければということもことわざもございまして、なろうかと思えますので、写真なども撮られたというふうに伺っておりますので、ぜひこうしたものを町のホームページとか広報などにもきちんと載せて、やっぱり町民に知らせていく。また、財産にしていくし、学校教育の中でも大変大事なことだろうと思えます。ぜひ活用いただけるような形で、この6月5日という日を保存というか、公開も含めてしていただきたいというふうに思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 石井議員さんのお骨折りによりまして、いろいろ資料もそろっておりますので、その点、公開、また保存等していきたいと考えております。ありがとうございました。

○8番（石井芳清君） これだけの方々が御宿町に、これは代表団の方々の写真なんですけれども、ということは多分なかなかもうないだろうなというふうに思うんですね。一期一会ということなんですけれども、これも400年前の岩和田の祖先の方々の大きな貢献による今があるというふうに思えますので、これは過去のことからだけではなくて、これから、今日から未来につなげていくんだと、それをやっぱり広げていくということも大変大事だろうというふうに思えますので、きちんと御宿町の財産となるような対応を求めて、次に移りたいと思えます。

3番目であります。気候危機と循環型社会への町の対応についてお伺いいたします。

気候危機と循環型社会構築の受け止めと課題及び町の取組について、2024年の世界の平均気温が史上最高を更新し、産業革命前の水準を1.55度上回り、日本でも猛暑、豪雨、豪雪、山火事などが頻発し、農業や水産業に大きな被害を与えています。このままでは後戻りできない破局的な事態に陥ってしまうとも言われております。

気象庁の令和5年9月19日の報道資料によれば、地球温暖化が進行した場合、線状降水帯を含む極端降水は増加することが想定されています。これからの10年の取組が決定的だと言われております。

国連は気候危機の回避に不可欠な1.5度目標の達成のために、世界全体の温室効果ガス排出量を2035年までに60%削減、これは19年比であります、必要としています。先進国、排出大国など各国は野心的目標を持ち対策を加速することが求められており、日本政府の旗振りは極めて重要だと考えておりますが、国連に報告した削減目標は、2013年度比60%削減、19年度比53%削減にとどまっており、国際社会からも強い批判を受けております。

地方自治体においても、具体的な計画や専門の部署の配置、また気候危機の宣言を制定するところも増えてきていると考えます。町の総合計画にはSDGsが位置づけられておりますが、町の取組について伺います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 町の取組についてでございますが、第5次御宿町総合計画では、ごみの減量化、再資源化の推進及び地球温暖化対策の推進を掲げておるところでございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 具体的に、今般、契約予算出されているんですけども、庁舎のLED化なんです、これはCO<sub>2</sub>削減とかエネルギー削減については何らかの効果があるということなのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 環境部門としましては、LED化にすることで効果があると思っておりますけれども、数値的目標については定めておりませんので、幾つという目標についてはありません。

以上です。

○8番（石井芳清君） 数値目標はないということですけども、今後そういうものを数値目

標、さっき1回目手前の答弁では設けていくという答弁でよろしかったでしょうか。具体的にはまた伺いたいと思いますけれども、契約事務を終えて、実際には仕様書とかの中で消費電力は幾らになるかということも多分入っているのかなというふうに思うんですけれども、その辺は分かるのでしょうか、もしくは具体的な議案のほうでお伺いをしたいと思います。答弁できれば、ない。じゃ、具体的議案の中で答弁いただければと思います。

次にごみ減量化に向けてでありますけれども、この間の取組とこれからの方針について伺います。

その中で、具体的には今後なんですけれども、木材のチップ化、これは議員協議会の席で報告があったと思うんですが、それと廃食油でありますね。先ほど質問も出されておりましたけれども、これも回収も進めるという中で、じゃ、それを今後どうしていくのかということももう一つ直近の課題ではないかというふうに考えておるわけでありまして、ごみ減量化に向けて今後は伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） ごみ減量化の関係ですけれども、ごみの減量化、資源化を図るため、出前講座の実施や、岩瀬議員の一般質問でもお答えいたしておりますが、令和6年度は広報紙にコーナーを設けて、1年間かけまして環境意識の高揚を図っております。また、ごみの減量化の講習としまして、手作りコンポスト作成講習会を実施したところでございます。

また、家庭より排出される料理油、先ほどの廃食油でございますけれども、この廃食油の回収を事業化、仕組みづくりをするための取引ルートの試行運用を行ったところでございます。この事業化につきましては、課題も見えてきたところでございます。今後につきましては、事業者や家庭など、私たち一人一人が1日に僅かでもごみを減らすこと、資源となるものは分別をし、使えるものは再使用する、リサイクルする、この減量化、資源化の取組を引き続き推進していくことが基本であると考えております。

また、これに加え、先ほど出ましたけれども、伐採した枝葉等について、これまで燃やすごみとして処理をしてきております。この枝葉について燃やすごみとしない仕組みづくりに取り組んでいきたいと考えております。

あと、チップ化のほうはもうちょっと細かいご答弁をさせていただければと思います。木のチップ化でございます。粉砕機によるチップ化の導入、仕組みづくりでございます。現段階では担当課での検討の段階でございますが、住民グループや団体の協力を得ながら、粉砕機の購入、貸出制度を設けて、チップ化を行うことで減量化をさらに進めていきたいと思っております。

す。

チップ化した枝葉につきましては、ウッドチップとして多岐に利用できますので、コンポストによる肥料化したものと合わせることで、土づくりなど農業や園芸にも活用できると考えておりますので、こちらを進めていきたいということで考えております。

廃食油につきましては、令和6年度におきましては、先ほどちょっと岩瀬議員さんの中で触れましたけれども、事業者の方に協力をいただきまして、一定量の廃食油を集めまして、取引ルートへの搬出や引取りでの手続について試用運転をしたところでございます。

検討段階では、一般家庭から廃食油の回収を軸として検討しておりましたが、廃食油の使用量も高齢者世帯では少ないだろうと。また、食べ盛りの子どものいる家庭でも子どもの人数が少なかったりと、少量の使用や数回の使用をしてから廃棄するなどの、全体の回収量が1回の引取り量に達する頻度がどれくらいか。また、引取り間隔を空けると廃食油の酸化が進んでしまうなど、クリアする課題なんかも見えてきております。こういったことを今現在進めておりますので、引き続きこれについては取り組んでいきたいと思っております。

少し細かくなりましたけれども、以上です。

**○8番（石井芳清君）** ご答弁いただきました。廃食油については本当に高齢化、少子化等に伴って油の食事というの也要するに、もう少なくなっているという実態ですし、酸化だとか、いろんな問題がありますけれども、ただ、これも少しずつでも広げていくという地道な作業がやっぱり大事だろうというふうに思います。意識づけということにもなるのではないかと考えております。

それから、木材のチップ化であります。これも近隣の自治体で既に取り組まれているという報告もいただいております。やっぱり先進自治体では、小さいのとか中型とか大型とかですか、やっぱり用途によって、また使う人によって、場所によって様々あるようでありまして、それも今検討中かも分かりませんが、少なくとも2種類ぐらいのものは最初から必要なのかなという感じがするんですけども、もう一つ、チップは今、堆肥化というお話もありましたけれども、花壇、桜の木の下が適切かどうかは別として、例えばこの庁舎の木に桜の木が植わっていますね。そのところにチップを置くと草が出づらいということもあるようです。

それから、舗装されていない、要するに道路、小道なども、こうしたものを引くことによってぬかるみだとか、景観だとかということにも活用できるとか、様々な活用例があるようであります。こうしたことも研究していただきながら、やはりお金がかかる、あと危険のこともありますので、安全性にも配慮していただきながら、やはりひとつひとつCO<sub>2</sub>を減らしていく

と。

また、先ほど3Rから5Rでしたか、そういうお話もありましたけれども、多様な形で資源を大切にす、物を大切にしていこうということも、またそこから新しい価値というんですかね、終わるといのはそういうことも先ほど提案があったようでありましてけれども、それも私非常に大事な考えだというふうに思いますので、ぜひこうした取組を広げていっていただきたいと

思います。ちょっと、その粉砕機、取りあえず現在ではどのような購入を考えているのか。購入かリースかも分かりませんが、ちょっとそれについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 粉砕機ですけれども、近隣市町村を見ますと大型のもの、中型のものを買いそろえているようですけれども、御宿町については中型のものをベースに最初に検討しようかと思っております。これにつきましては、軽トラックで乗れるものが中型になるかと思っております。大型になりますと2トン車、4トン車、あるいはそういう大きい車両が必要になりますので、まずは軽トラックに乗るようなサイズのものを用意して貸出しをするのベースで考えていきたいと。

また、これの貸出しにつきましては、ある程度、住民グループですとか団体、安全性を担保しながら、皆さんで安全の中でやっていただく必要があろうかと思っておりますので、個人ベースでお貸しするよりは、そちらのほうが安全のほうが担保できるかなということで、現在はこれから具体的に検討していきますので、まずは中型のものを軽トラックで運べる程度のものをベースに検討していきたいと思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。具体的に検討いただいているということで、よろしくお願いたします。

では最後、4点目であります。聴力検査と加齢性の難聴者への補聴器購入への補助について伺いたいと思います。

まず、加齢に伴う聴力とQOL、いわゆる健康で暮らせる寿命と申しましょうか、ちょっと言葉は難しいんですけれども、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） ただいまの石井議員のご質問にお答えします。

全国的に高齢化が進む中、本町においても高齢化率は52%を超える状況にあります。こうし

た中、難聴は高齢者に最も多く見られる症状の一つであり、70歳を超えると約半数の方が難聴になると言われていることから、加齢による聴力の低下は誰にでも起こり得るものと考えます。

なお、加齢性難聴は本人が自覚していないことが多く、家族を含めた周囲の方が気づくことが多いと言われています。

また、難聴による認知機能の低下や社会的孤立などの問題も考えられます。そのことから、難聴によりマスキオリティ・オブ・ライフ、生活の質や人生の質に与える影響は大きく、身体的な機能低下だけでなく精神的、社会的、経済的な側面にも影響を与えますし、また、満足度にも大きく影響すると思います。

以上です。

**○8番（石井芳清君）** 分かりました。大変重要な課題であるというお話であったかと思えます。やっぱり早期発見・早期治療とよく言われますけれども、現在たしか健診の中ではこの項目は入っていなかったと私は思うんですね。私は後期高齢者の議員でございましたけれども、後期高齢者の特定健診の中にも実は入っていないということですね。県民団体から要望を受けた経過もございます。

私は何らかの形、例えば検査の勧奨と申しましょうか、病院等の診療等ですよね、そうしたことも含めて、やはり定期的な検査というのが私は大事であると。そうしないとやっぱり少なくとも独居の方は全く認識しないまま過ぎてしまうというふうに思います。私なんか最近、お父さん、ちょっとテレビの音大きいんじゃないとかって注意されることが起きてきましたけれども、そうしたことからだんだん進んでいって、早い段階で治療が可能なものもあるというふうにも伺っております。そうしたことをやっぱり未然に防ぐということも、健康づくりの中では非常に大事な課題ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（滝口一浩君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（吉田和幸君）** 高齢者が安心して生活を送るためにも定期的な聴力検査を実施し、補聴器使用は有効であるとともに、できるだけ早期に専門の医療機関に相談していただくことも重要だと思います。

そのことによる聴力検査であります。ただいま石井議員さんおっしゃるとおり、特定健診や後期高齢者の健診の項目には含まれていないことから、聴力検査のほうは実施しておりません。しかしながら、検査項目の中に医師による問診があることから、受診者が相談した場合は医師の判断によって、専門の医療機関へ受診を勧めているとは聞いております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 積極的な受診勧奨というんですかね、やっぱりきちんと位置づけていただいて、できれば定期的な健診の項目にあるのが一番いいわけでありますけれども、今の中でもフォローアップというのでしょうかね、そういうことが可能であるという答弁であったかと思しますので、明確なもう少しの位置づけをいただければと思います。

例えば障害までいけば幾つかの制度があると思うんですけれども、その辺がいかほどなのか。今こうした補聴器の導入についてはどういう補助制度があって、それが幾つか制限があったかと思うんですけれども、それについてはどのようにになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 補聴器の補助なんですけど、障害者手帳を持っている方、具体的には二級、三級の方につきましては、重度用の補聴器の補助があります。また、四級、六級の方につきましては、高度難聴用の補聴器の補助があります。また、18歳未満の子どもの方には医師が補聴器を必要と認めた場合には補助があります。

また、医療費控除のほうなんですけど、補聴器適合に関する診療情報提供書により補聴器が診療のために直接必要である旨を証明している場合には、補聴器の購入費用は医療費控除の対象になります。

以上です。

○8番（石井芳清君） いわゆる軽度の方には今のところ補助制度はないということで、千葉県の社会保障千葉県協議会という団体から、県内の助成状況ということで資料を頂いたんですけども、かなりの団体が金額の大小、それから年齢制限とか、いろんな制限はあるわけでありますけれども、こうした軽度の難聴と申しませうかね、方々に対する補聴器購入、大体医療補聴器ですと数十万円ですか、20万円から1個30万円ぐらいかかるというようなお話も伺っております。大変高額なため、なかなか購入に踏み切れないというのが実態だということでありますので、ぜひ御宿町もこうした購入に対する、やっぱり動機づけという中で補助制度を導入すべきと考えるわけでありますけれども、これについてはどのように考えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（吉田和幸君） 加齢性難聴者に対する補聴器購入に対する補助金制度の導入ですが、県内の自治体、ただいま石井議員さんのおっしゃったとおり、今月ですかね、千葉県内で18の自治体で実施していますが、本町の財政状況を鑑みますと、町単独で実施することは困難であることから、国や県の動向を注視するとともに、状況に応じ国や県に対し要望するこ

とも検討したいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 財政状況というお話がありましたけれども、やっぱり金額だとか人数だとか、多くの制限を設けているところが多いんですね。状況が許せば、それを増やしていくということも可能だと思いますので、ぜひこれは前向きに検討していただいて、僅かでもいいので始めていただきながら、こうしたことへのやっぱり気づきということが、私は非常に大事だと思いますので、その動機づけ、インセンティブとしてのこういう制度、私は必要だというふうに思うんですけども、今後、前向きに検討していただくということで、具体的に前向きというか、具体的に検討していただくということで、町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 前向きに検討いたします。

○8番（石井芳清君） では、具体的な対応を求めたいと思います。

以上で一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

ここで15分間休憩いたします。

（午後 2時59分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時14分）

---

#### ◎選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（滝口一浩君） 日程第5、選挙第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票または指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選でお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） ただいま指名推選という動議がありました。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） ただいま、10番、田中とよ子君から、千葉県後期高齢者医療広域連合

議会議員の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

よって、指名推選による動議を議題とし、直ちに採決します。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法はいかがいたしましょうか。

(「滝口議長を選任してください」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に滝口議長をとの動議がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) ただいま、6番、北村昭彦君から、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員は滝口議長でとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員を滝口議長に選任することの動議を議題として、直ちに採決します。

採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に滝口議長を選出することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に滝口議長を選任することといたします。

(拍手)

このたびは、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員にご推挙いただきまして、誠にありが

とうございます。

皆様方のご指導、ご鞭撻によりまして進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

---

◎報告第1号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第6、報告第1号 御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 報告第1号 令和6年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告いたします。

議案に添付しております令和6年度御宿町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

内容につきましては、令和7年第1回定例会にてご承認いただきました繰越明許費と同様でございます。事業費及びその財源について繰越し手続を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

それでは、事業ごとにご説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費の庁舎空調設備改修事業につきましては、定期点検での指摘事項を解消するための費用であり、早期着手としたものの、物品等の調達に時間を要し年度内完了が困難となったことから、修繕料198万円を繰り越しました。財源につきましては全額一般財源です。なお、事業の完了は12月末を予定しております。

同じく、消防設備改修工事につきましては、庁舎の老朽化に伴う自動火災報知設備の改修工事に要する費用であり、早期着手としたものの、火災報知設備が受注生産品のため調達に時間を要し、年度内完了が困難となったことから、工事請負費660万円を繰り越しました。財源につきましては全額一般財源です。なお、事業の完了は12月末を予定しております。

同じく、消防行政無線設備バッテリー交換事業につきましては、定期点検での指摘事項を解消するための費用であり、早期着手としたものの、物品等の調達に時間を要し年度内完了が困難となったことから、修繕料485万1,000円を繰り越しました。財源につきましては全額一般財源です。なお、事業の完了は12月末を予定しております。

同じく、いすみ鉄道復旧整備支援事業につきましては、構成市町の基盤維持費補助金として、脱線事故の復旧工事等に係る費用を支援するものですが、工事範囲等の変更により事業費が確

定せず、年度内の補助金支出が困難なことから、負担金補助及び交付金424万5,478円を繰り越しました。財源は町債及び一般財源を充当しております。なお、事業の完了は年度末を予定しております。

3款民生費、1項社会福祉費の物価高騰重点支援給付金事業（一体支援）につきましては、国の物価高騰による住民生活への対応として、低所得世帯に係る給付金の支給を行うもので、次年度にわたる事業であることから、事業費の決定に伴い、3,666万7,452円を繰り越しました。財源は全額国庫支出金を充当しております。なお、事業の完了は7月末を予定しております。

4款衛生費、1項保健衛生費の母子保健システム改修事業につきましては、制度改正に対応するためのシステム改修費であり、早期着手としたものの、システム開発等に一定の時間を要し年度内完了が困難となったことから、委託料24万2,000円を繰り越しました。財源は全額国庫支出金を充当しております。なお、事業の完了は10月末を予定しております。

同じく、堺川生活排水処理設備改修事業につきましては、原水槽ポンプの改修に要する費用であり、早期着手としたものの、原水槽ポンプが受注生産品のため調達に時間を要し、年度内完了が困難となったことから、修繕料173万8,000円を繰り越しました。財源につきましては全額一般財源です。なお、事業の完了は今月末を予定しております。

2項清掃費のごみ処理基本計画策定事業につきましては、御宿町一般廃棄物処理基本計画の更新に要する費用であり、関連計画策定の基礎とするため早期着手としたものの、年度内完了が困難なことから、委託料537万9,000円を繰り越しました。財源につきましては全額一般財源です。なお、事業の完了は年度末を予定しております。

5款農林水産業費、3項水産業費の機能保全計画更新事業につきましては、御宿岩和田漁港水産物供給基盤機能保全計画の更新に要する費用であり、早期着手としたものの、新技術導入に係る調整に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったことから、委託料1,015万3,000円を繰り越しました。財源は国庫支出金及び一般財源を充当しております。なお、事業の完了は10月末を予定しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第1号を終了いたします。

---

#### ◎報告第2号の上程、説明

○議長（滝口一浩君） 日程第7、報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

企画財政課長の報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 報告第2号 御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告いたします。

議案に添付しております令和6年度御宿町一般会計事故繰越し繰越計算書をご覧ください。

6款1項商工費の砂丘橋設計業務委託は、工事の進め方、方針及び財源の協議調整に時間を要し、年度内に事業を完了することができなかったことから、委託料576万4,000円を事故繰越したものです。財源は町債及び一般財源です。なお、事業の完了は12月末を予定しております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で報告第2号を終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律のほか、関係法令が令和7年3月31日に公布されましたので、同年4月1日から施行されるものについて、御宿町税条例の一部を改正する条例の制定を、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。

初めに、改正の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、主に固定資産税及び軽自動車税に関する改正でございます。

固定資産税につきましては、特定マンションに係る減額の申告についての特例の新設、軽自動車税につきましては、二輪車の車両区分の見直し及び番号法の改正に伴う改正、その他地方税法の改正に伴う引用条項の改正及び字句の修正を行っております。

それでは、改正内容について、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第63条の2は字句の修正を行いました。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率について、第1号、原動機付自転車に、「ウ、二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの」を新設し、年額を50cc原付と同様の2,000円と定めるものです。また、それに伴い他の区分の記載を整理するとともに、字句の修正を行いました。

2ページをご覧ください。

第89条第2項ですが、軽自動車税の種別割の減免を受けようとする場合は、必要書類を添えて町長に申告書の提出が必要となりますが、申告書に記載する内容として、第5号の原動機の総排気量または定格出力に、先ほど第82条で追加しました原動機付自転車の内容を追加するものです。

第90条は、第1項において字句の修正を行いました。

3ページにかけての第2項は、番号法の改正により運転免許証と個人番号カードの一体化が可能になったことに伴い、減免の手続の際に提示するものとして、「運転免許証」に、「又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード」を追加するとともに、第5号において、申請書に記載する事項に免許情報記録についての記載を追加し、第3項においては、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないといたしました。

第3項の追加に伴い、これまでの第3項及び第4項を繰下げしています。

4ページをご覧ください。

附則第10条の2第23項は、法改正に伴い、引用条文を変更しました。

次の附則第10条の3ですが、第5項において字句の修正を行うとともに、第14項に法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る固定資産税の減額について、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、要件に該当すると認められた場合には、区分所有者個人からの申告書の提出がなくても、特例措置の適用を受けられることができる規定を追加するものです。

また、第14項の追加に伴い、これまでの第14項及び第15項を繰り下げています。

4ページ下段から8ページにかけまして、附則第10条の4及び第10条の5ですが、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の期間が終了したことに伴い、特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定を廃止するものです。

8ページをご覧ください。

附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の適用を受けようとする者がすべき

申告等を定めておりますが、第10条の4及び第10条の5の削除により、2条繰り上げるとともに、法改正に伴い引用条項を改めています。

また、第2項は、法附則第16条の2第1項において、令和2年7月の豪雨により滅失した家屋等の敷地の用に供されていた被災住宅用地について、令和5年度及び令和6年度に住宅用地として使用できないと町長が認めた場合に限り、当該土地を住宅用地とみなすことができると規定されており、その場合に、第74条の規定による申告書の提出は適用しないものとする例外規定を設けておりましたが、法の適用が令和8年度までに延長されたことに伴い、本条例においても対象年度を改めています。

9ページをご覧ください。

改正附則でございますが、第1条では、この条例は令和7年4月1日から施行することとし、第2条では固定資産税の経過措置について、第3条では軽自動車税の経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今般新設をされた特定マンションですね。この文言について、いま一度正確な説明をいただきたいと思えます。

もう一点は、では、この特定マンションに指定をされる、そうしたものが町内にあるのか、ないのか。マンションそのものはたくさん御宿町にあるようでありますが、今般、制定される特定マンションに当たるのかどうかも含めて、答弁いただきたいと思えます。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） それでは、特定マンションについてお答えいたします。

特定マンションとは、戸数が10戸以上で築20年以上経過しており、過去に長寿命化工事を行っているマンションであり、県の管理計画認定マンションや県の助言、指導を受けた管理組合のマンションとなった後に、さらに大規模な改修を行ったマンションです。長寿命化工事とは、外壁塗装工事、床防水工事、屋根防水工事などです。

また、御宿町に特定マンションに該当するものはあるかというご質問ですが、現在御宿町には該当するマンションはございません。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

現在ということですが、今後も該当しないということによろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 今後の特定マンションにつきましては、先ほど申し上げました要件に該当するマンションがあり、申請があった場合で、認められた場合は特定マンションとして認定されまして、その場合、固定資産税の特例が受けられることとなります。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番。

説明が、いま一度、よく分からなかったなので、もう一度説明いただけませんか。

1回目の答弁では、国・県から指導があったもの、関わったものが再度受ける場合、特定マンションとして減免措置が受けられる。そうした事案は今のところないということですよ。

だから、今現在は特定マンションと呼ばれる施設は御宿町にないという答弁が第1回目ということによろしいですか。

今後、そうしたら、国・県等の指導があつて、改修があつて、2回目になるんですかね。そのマンションが再度改修する事態が生じた場合に、この特定マンションの概念に該当するというのでしょうか。

それともう一つ、これは有限なのか、無限なのか、時限立法になるか、あるのか、ないのかも併せてお答えいただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 先ほどもご説明しましたとおりに、特定マンションという要件自体が、過去に長寿命化工事を行っているマンションとして、県の助言、指導を受けたマンションということで、さらにその後2回目の大規模な改修を行ったマンションであった場合に、この固定資産税の特例が受けられることとなります。

現在ありませんと申し上げたのは、固定資産税の特例を受けるという申告があった例はございませんという意味でございます。

また、時限のことについてのご質問ですが、現在、この特例につきましては、令和9年3月31日までの時限的な措置になっております。この大規模な改修を行うということにつきまして、令和9年3月31日までに工事を完了した場合に、翌年度の固定資産税が3分の1に減額となり

ます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、半島振興法の一部を改正する法律及び関係法令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことから、御宿町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容は、特例措置の適用期限の延長です。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

本条例は、半島振興法に基づく半島振興実施地域に指定された区域内において、町の認定産業振興促進計画に基づく事業を実施するための施設等を新設または増設した場合の固定資産税の特例を定めておりますが、附則第2項において、本条例の失効日を平成37年3月31日、令和ですと令和7年3月31日としているところ、2年延長し、令和9年3月31日までに改めるものです。

改正附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものとしています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例ということで、内容は、期間を2年延長ということですが、これに該当する事業というのは本町にあるのか、ないのか。また、こうした事業、御宿町として過去遡ってあるのか、ないのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 半島振興法に基づく事業の該当があるのかというご質問ですが、令和7年度において本条例により固定資産税の特例の適用を受けた企業はございません。また、御宿町において、少なくとも過去10年以上は該当がないという状況になっております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

---

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第10、議案第3号 御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約の締結についてを議題といたします。

副町長より議案の説明を求めます。

田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 議案第3号 御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、御宿町役場……

○議長（滝口一浩君） すみません。マイクの調子が何かおかしいので、一旦、10分ぐらい休憩します。

（午後 3時41分）

---

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時46分）

---

○議長（滝口一浩君） それでは副町長、説明をお願いします。

副町長。

○副町長（田邊義博君） 議案第3号 御宿町役場庁舎等照明LED化工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、御宿町役場庁舎等照明LED化工事の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

蛍光灯は、令和9年末までに製造会社が順次製造を終了します。

つきましては、今回、庁舎、附属棟及び外構の照明をLED化し、水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とした水俣条約を実践し、環境に配慮した地域づくりを推進したいと考えます。

対象は、庁舎内、保健センター、消防本部車庫及び街灯、役場敷地内全ての照明器具、約

1,400個の交換及び新設となります。

工事金額は7,700万円、うち消費税は700万円です。

契約の相手方は、千葉県茂原市早野新田69、モデン工業株式会社、茂原支店、茂原支店長、小高和之でございます。

工期は、議決をいただいた日の翌日から令和8年2月27日までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

LED化工事請負契約という、先ほど一般質問にも若干触れましたが、契約の方法、指名競争入札による契約とあります。具体的にどういう契約事務であったのか。それから、何者、それから上限、下限等ですね。含めて説明いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 指名競争入札でございますが、同じ程度の業者を10者ほど抽出いたしまして、そちらで入札を行いました。10者指名しましたが、10者中8者が辞退をしております、2者での入札ということになりました。設計価格は7,494万円でございます。また、最低制限価格はございません。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

7,490万円とおっしゃいましたか。設計金額。

（田邊副町長「7,494万円」と呼ぶ）

○8番（石井芳清君） 契約金額が7,700万円。その辺の説明が少なかった。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 失礼いたしました。

私がお話しいたしましたのは、税抜き価格でお話をさせていただきました。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

分かりました。



また、電力量につきましては、特に金額をはじいたものはございません。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日19日は、午前9時半より会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（午後 3時54分）